

戸田市立郷土博物館要覧

【令和8年度】

(令和7年度事業報告)

(令和8年度事業予定)



戸田市立郷土博物館

TODA CITY MUSEUM

目 次

1	はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	郷土博物館の概要・・・・・・・・	2
	(1) 目的と使命	2
	(2) 郷土博物館基本構想	2
	(3) 戸田市郷土博物館ビジョン	3
	(4) 沿革	4
	(5) 施設・設備	9
	(6) 組織（職員）・郷土博物館協議会	11
	(7) 予算	12
	(8) 刊行物一覧	13
	(9) 入館者数の推移	15
3	令和7年度事業報告・・・・・・・・	17
	(1) 入館者数	17
	(2) 展示事業	18
	(3) 教育普及事業	19
	(4) 博学連携事業	21
	(5) 文化財保護事業	22
	(6) 資料及び史料の活用状況	23
	(7) アーカイブズ・センター事業	24
4	令和8年度事業予定・・・・・・・・	25
	(1) 展示事業	25
	(2) 教育普及事業	28
	(3) 博学連携事業	30
	(4) 文化財保護事業	31
	(5) アーカイブズ・センター事業	31
5	参 考・・・・・・・・	33
	第1節 戸田市立郷土博物館条例	33
	第2節 戸田市立郷土博物館条例施行規則	35
	第3節 戸田市文化財保護条例	39
	第4節 戸田市文化財保護条例施行規則	42
	第5節 指定文化財一覧	44
	第6節 戸田市アーカイブズ・センター規程	45
	第7節 戸田市郷土博物館ビジョン	47

はじめに

郷土博物館

戸田市立郷土博物館は、豊かな教養を育み、個性ある文化創造の一翼を担う生涯学習の場として、昭和59年11月1日に開館した自然科学・人文科学にわたる総合博物館である。建物は、市の文化の要として図書館と併設された複合施設となっている。館の入口左上（3階部分）には館のシンボルとして学問の神の使いといわれるミミズクの彫像が設置されていたが、安全性への配慮から、令和2年1月に施設改修を機に1階玄関左側に移設された。

常設展示室では、「荒川の流れと収穫の日々～低湿地の暮らし～」をメインテーマとし、荒川下流域に位置する郷土の歴史や民俗を展示している。主な展示としては、地層の剥離面、鍛冶谷・新田口遺跡の出土品、古代の復元住居、中世の佐々目郷関係の文書、美女木八幡社の銅鐘、板石塔婆、江戸時代の中山道、荒川の舟運や戸田渡船場の模型、江戸時代後期の民家の復元住居、戸田団地の部屋の復元などがある。

特別展示室では、郷土に関わりのあるテーマを広く求めながら、企画展や特別展などを年に数回開催している。

教育普及活動として市内全小学校を対象に6年生及び3年生を受け入れ、博物館で体験型の授業を行っている。土曜日、日曜日や夏休みを中心に子供向けの体験講座「子ども体験ひろば」や一般向けや親子向けの体験講座などを開催しているほか、教職員向けの研修会の受入れも行っている。

アーカイブズ・センター

アーカイブズ・センターは、国の公文書管理制度改革や公文書管理法の成立に連動し、歴史的公文書や記録、アーカイブズ（保存記録）を取り巻く諸環境が整いつつある状況を踏まえ、開館25周年事業の一環として平成21年6月9日に開設した（6月9日は国際文書館評議会が制定した“国際アーカイブズの日”に当たる）。館の構想段階から図書館・郷土博物館とは別の独立した文書館の設置を目指していたが、これまで文書整理室として非公開のスペースであった場所で、古文書や地図等を閲覧することができるようになった。

図書館・博物館・アーカイブズ・センター

平成21年6月9日、国際アーカイブズの日に合わせてアーカイブズ・センターを開室し、図書館・博物館・文書館機能を備えた複合施設となり、現在に至っている。複合施設ならではの好例として、調べ学習や自由研究などへの対応が挙げられる。博物館で見た資料を図書館で詳しく調べながら理解を深めたり、図書館で調べたものを博物館で実物として捉え直したりといった活用が見られる。また、一般からのレファレンス対応時においても、図書館司書と当館学芸員が協力関係を構築している。

彩湖自然学習センター（みどりパル）

彩湖自然学習センターは、平成9年6月1日に郷土博物館の分館として彩湖のほとりに開館した。荒川河川敷を舞台とする自然の再生と人間性の回復を考慮した自然と人、人と人との交流空間を創出するために、建設省（現国土交通省）と戸田市との共同事業として誕生した。

1階では「水中のふしぎ」をテーマとして、淡水魚が悠々と泳いでいるミニ水族館となっている。2階では「水辺のふしぎ」をテーマとして、彩湖周辺の水辺の四季を紹介する水辺シアターを中心に生態や食物連鎖について学習できる。3階では「草原・湿原のふしぎ」をテーマとして、草原や湿原に棲む生きものたちを遊び感覚で探し出す仕掛けなどがある。4階では「林のふしぎ」をテーマとして、小さな虫になったような視線で林の生き物たちの営みを観察できるようになっている。

教育普及活動として市内全小学校を対象に3年生を受け入れ、センターで自然体験型の授業を行ったり、学校での理科授業の支援（サイエンスサポートプログラム）を行っている。また、土曜日、日曜日や夏休みを中心に子供向けの体験講座を開催、一般向けや親子向けの体験講座、教職員向けの研修会を開催している。

郷土博物館の概要

● 目的と使命 ●

設置の目的

戸田市は、荒川（旧入間川）の豊かな恵みにより、古代においては多数の住居跡や方形周溝墓が発見された「鍛冶谷・新田口遺跡」に代表される多くの遺跡が存在し、中世には、当時の佐々目郷が足利尊氏により鎌倉鶴岡八幡宮に寄進され、当所は全社領の6割を占めるなど、鶴岡八幡宮の財政を支える中心地であった。近世に入ると、江戸幕府の直轄領として、また中山道筋に設けられた戸田の渡船場・戸田河岸として栄え、交通の要衝となった。近代には、オリンピック東京大会の漕艇競技会場としての戸田ボートコースの建設、現代では埼京線の開通を契機に発展を続け、輝かしい歴史を築いてきた。

昭和54年に制定された市民憲章で「わたくしたちは豊かな荒川の流れと、うるわしい武蔵野の大地をふるさととする戸田市民です。……このまちに誇りと責任をもち、夢と希望のある戸田市をつくるため……わたくしたち戸田市民は……教養と文化をたかめ、みのりを未来にのこしましょう」と定めた。

このような悠久の歴史と市民の郷土を愛する心を基に、博物館の設立を要望する市民の長年にわたる願いが実って、昭和59年11月1日に戸田市立郷土博物館が開館した。

その目的は、「博物館法に基づき、戸田市域の歴史的推移を明らかにする歴史資料や民俗資料等を収集し、保管し、教育的配慮のもとに展示して一般の利用に供し、その教養、調査研究等に資するために必要な事業を行い、あわせて、これらの資料に関する調査研究を行い、市民の教育、学術及び文化の発展に寄与すること」にある。

施設の使命

郷土博物館は、市民の郷土に対する関心や理解を深めるために、地域の歴史民俗や自然の資料を収集・保存のうえ調査研究を行い、教育的配慮のもとに展示し研究材料として提供して、市民文化向上に寄与しつつ市民の生涯学習活動を支援する。

● 郷土博物館基本構想 ●

博物館憲章

戸田市立郷土博物館は、郷土を愛する心をもとに市民をはじめあらゆる人々に開かれた総合博物館である。

当館は、市民自らの参加によって豊かな教養をはぐくむ、生涯にわたる学習の場である。自然と人間との調和のとれたはらかな未来を展望し、個性ある文化創造の一翼を担うことを目的とする。

郷土戸田から出発し、より広い視野に立って郷土を見つめなおす博物館
自然科学・人文科学にわたる総合博物館
調査・研究はもとより、資料の収集・整理・保管・展示・教育普及を行う博物館
各教育機関・団体との連携・協力をはかる博物館
市民の交流の場としてさまざまな情報を提供し、未来を想像する博物館

基本理念

1 展示の基本理念

郷土戸田の自然・文化をはじめ、行政区にとらわれず、広い視野に立って展示を考え、科学的立場で実物を資料として可能なかぎり使用し展示を行う。

展示の形態は、屋内展示としての常設展示、特別展示、屋外展示、移動展示とする。

(1) 常設展示

悠久に流れる川は、肥沃な土地をつくり、いつしかそこに人が住み、文化を形成してきた。

川はときには氾濫をおこし、暮らしを脅かす畏れの対象であり、また豊かな恵みをも与え、心の故郷をつくってきた。

郷土戸田も荒川の流れによりもたらされた沃土の上に稲作文化を形成してきた。しかし、都市化の波によりその姿が変貌してしまった今日、あらためて私たちは郷土の歴史を問い直すために、ここにメインテーマを「荒川の流れと収穫の日々～低湿地の暮らし～」として、戸田の輝かしい未来を展望していきたい。

(2) 特別展示

ある特定の期間を設定し、市民のさまざまな関心に応える博物館の調査・研究活動を直接反映するほか、常設展示を補完するための展示を行う部門である。

なお、市民、学校、他の社会教育機関との連携に基づいた展示も行う。

(3) 移動展示

移動展示は、市民が博物館に対して求めるところ、および博物館活動の目的を、より効果的に達成するために行う。

2 調査・研究の基本理念

調査・研究は、展示、資料の収集・整理・保管、教育普及の諸活動の基本となるものである。

- (1) 広い視野に立って行う。
- (2) 地域の課題に立って行う。
- (3) 科学的観点に立って行う。
- (4) 他機関・団体などと連携をはかり、その研究成果を取り入れ、共同調査・研究も行う。

3 収集・整理・保管の基本理念

収集・整理・保管は、博物館の目的に沿った資料のすべてを行政区にとらわれず収集し、科学的な立場で整理・保管し、あらゆる人々の利用に供するものである。

- (1) 博物館の調査・研究に基づいた収集を行う。
- (2) 市民の博物館に対するさまざまなもとめに応え、必要と思われる資料収集をする。

4 教育普及の基本理念

教育普及は、博物館が生涯教育の場として機能するため、博物館活動の成果を、市民をはじめあらゆる人々に広く提供し、博物館活動への市民自らの参加を促すものである。

- (1) 講座、講演会、見学会、観察会、鑑賞会などを積極的に行う。
- (2) 各種出版物、レファレンスサービスなどにより、博物館のもつ情報を公開・提供する。
- (3) より広い博物館活動を行うため、学校教育をはじめ他の教育機関などとの連携をはかる。
- (4) 博物館利用者のサークルづくりを奨励し、幅広い層への博物館活動の正しい理解を進める。
- (5) 市民の調査・研究活動を援助し、さらに市内外を問わず広く人材を求める研究員制度を設け、地域の研究センターとして機能する。

(昭和58年7月7日制定)

● 戸田市郷土博物館ビジョン ●

博物館法をはじめとする関連法令や郷土博物館基本構想を前提とし、本市上位・関連計画とも整合を図り、今後、郷土博物館(彩湖自然学習センター)が中・長期的に目指す姿「知の拠点として、あらゆる人に戸田の魅力を発信し続ける博物館」と、取り組むべき内容について整理し、明示したものである。

令和4年3月策定。計画期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間。

● 沿革 ●

昭和 46 年 12 月	戸田市総合振興計画基本構想・基本計画スタート
昭和 49 年	新曽小学校内に「戸田市郷土資料収蔵庫」を設置
昭和 56 年 6 月	戸田市総合振興計画第 3 次基本計画を策定し、図書館と併設の郷土博物館建設計画スタート
昭和 56 年 8 月	設計を(株)日建設計へ委託
昭和 57 年 2 月	戸田市立図書館・郷土博物館建築工事着工
昭和 58 年 4 月	戸田市立郷土博物館設置及び管理条例施行
昭和 58 年 4 月	館長以下職員を配置し、本格的に開館の準備を開始
昭和 58 年 7 月	建築工事竣工
昭和 58 年 7 月	郷土博物館基本構想を策定
昭和 58 年 8 月	各専門の展示企画委員 15 名を委嘱
昭和 58 年 9 月	郷土博物館協議会委員 10 名を委嘱
昭和 58 年 9 月	展示設計を(株)タイムアートデザインに委託
昭和 58 年 11 月	戸田市立図書館、郷土博物館落成式、図書館開館
昭和 59 年 3 月	展示実施設計完了
昭和 59 年 6 月	ディスプレイ業務を(株)タイムアートデザインに委託
昭和 59 年 6 月	模型等の製作業務を日精(株)に委託
昭和 59 年 11 月	郷土博物館開館
昭和 60 年 11 月	第 1 回特別展「4 世紀の世界 ―鍛冶谷・新田口遺跡と方形周溝墓―」開催
昭和 61 年 3 月	「研究紀要」第 1 号刊行
昭和 61 年 6 月	第 1 回収蔵品展「複製鶴岡八幡宮文書」開催
昭和 61 年 9 月	第 2 回特別展「戸田の交通 ―むかしといま―」開催
昭和 62 年 3 月	第 2 回収蔵品展「絵本「戸田の昔話」原画展」開催
昭和 62 年 8 月	組織改正により市史編さん室が廃され、文書係が新設
昭和 62 年 8 月	第 3 回収蔵品展「絵本「戸田の伝説・戸田のわらべうた」原画展」開催
昭和 62 年 10 月	第 3 回特別展「一ふるさとの心― 戸田市の文化財」開催
昭和 62 年 11 月	入館者 10 万人達成
昭和 63 年 1 月	103,329 (ミツク) 人目の入館者に記念品を贈り記念セレモニーを実施
昭和 63 年 3 月	常設展示の一部展示替えを行う (古代復元住居内 3 体・民家内 4 体の人物模型配置)
昭和 63 年 3 月	第 4 回収蔵品展「旧下戸田村文書」開催
昭和 63 年 6 月	第 5 回収蔵品展「淡路コレクション・美女木八幡社」開催
昭和 63 年 8 月	第 1 回企画展「写真が語る戸田のうつりかわり」開催
昭和 63 年 9 月	市史調査報告書第 13 集「戸田市諸家所蔵文書目録 (5)」刊行
昭和 63 年 10 月	第 4 回特別展「戸田ボートコースと漕艇の歩み」開催
平成 元年 3 月	第 6 回収蔵品展「古文書にみる戸田の村々 ―上戸田村・新曽村―」開催
平成 元年 3 月	「戸田市いまむかし」刊行
平成 元年 3 月	「戸田市動物誌」刊行
平成 元年 3 月	郷土博物館調査報告書第 1 集「戸田市の民俗芸能Ⅰ 中町念仏踊りおいねさん」刊行
平成 元年 8 月	第 2 回企画展「酒造り ―技と道具―」開催
平成 元年 10 月	第 5 回特別展「戸田の動物」開催
平成 2 年 1 月	登録博物館となる (県内 11 番目)
平成 2 年 3 月	常設展示の一部展示替えを行う (近現代コーナーに「戸田橋」の模型及びジオラマを設置)
平成 2 年 3 月	第 7 回収蔵品展「古文書にみる戸田の村々 ―美女木・下笹目―」開催
平成 2 年 3 月	市史調査報告書第 14 集「戸田市諸家所蔵文書目録 (6)」刊行
平成 2 年 3 月	「戸田市立郷土博物館 常設展示案内」刊行
平成 2 年 3 月	郷土博物館調査報告書第 2 集「戸田市の民俗芸能Ⅱ 下戸田ささら獅子舞」刊行
平成 2 年 8 月	第 3 回企画展「戸田の漁撈 ―荒川の恵み―」開催
平成 2 年 9 月	第 6 回特別展「戸田のよそおい」開催
平成 3 年 3 月	第 8 回収蔵品展「奉納された人々の願い」開催
平成 3 年 3 月	「戸田市史年表」刊行
平成 3 年 3 月	「自然とのふれあい 戸田市動物ガイド」刊行

平成 3 年 3 月	郷土博物館調査報告書第3集「戸田市の民俗芸能Ⅲ 戸田市の民謡」刊行
平成 3 年 4 月	常設展示室改修事業計画スタート
平成 3 年 8 月	第4回企画展「戸田市所蔵絵画展(Ⅰ)」開催
平成 3 年 10 月	第7回特別展「埼玉の剣術 ー神道無念流・甲源一刀流・柳剛流ー」開催
平成 4 年 1 月	荒川第一調節池生物等調査会が設立され、郷土博物館が事務局となる
平成 4 年 3 月	203,329 (ミツク) 人目の入館者に記念品を贈り記念セレモニーを実施
平成 4 年 3 月	第9回収蔵品展「くらしの中の家具」開催
平成 4 年 3 月	市史調査報告書第15集「戸田市関係新聞記事索引(明治・大正)」刊行
平成 4 年 3 月	郷土博物館調査報告書第4集「戸田市の民俗芸能Ⅳ 戸田市の祭り囃子・神楽」刊行
平成 4 年 7 月	博物館活用検討会設置
平成 4 年 8 月	第5回企画展「戸田市所蔵絵画展(Ⅱ)」開催
平成 4 年 10 月	第8回特別展「戸田の民俗芸能」開催
平成 5 年 3 月	第10回収蔵品展「種まきから収穫まで ー水田・畑作用具ー」開催
平成 5 年 3 月	常設展示室改修事業基本設計完了
平成 5 年 8 月	第9回特別展「化石展 ーよみがえる太古の世界ー」開催
平成 6 年 1 月	常設展示室改修に伴う素材VTR収録開始
平成 6 年 3 月	市史調査報告書第16集「戸田市関係新聞記事索引(昭和)」刊行
平成 6 年 3 月	郷土博物館調査報告書第5集「戸田市の農業」刊行
平成 6 年 5 月	第38回埼玉県名刀展「もののふの美」開催
平成 6 年 8 月	第10回特別展「姉妹都市 たいしん ー世界中で唯一の一番なつかしい天地ー」開催
平成 6 年 12 月	郷土博物館活用の手引き書「郷土博物館を学校教育に生かそう」刊行
平成 7 年 3 月	常設展示室改修事業実施設計完了
平成 7 年 6 月	常設展示室改修事業開始
平成 7 年 8 月	第11回特別展「戦後50年 ーあのころの戸田ー」開催
平成 7 年 12 月	第6回企画展「戸田の歴史と文化」開催
平成 8 年 3 月	常設展示室改修事業完了
平成 8 年 3 月	市史調査報告書第17集「戸田市関係新聞記事索引(昭和Ⅱ)」刊行
平成 8 年 3 月	彩湖自然学習センター基本設計完了
平成 8 年 4 月	常設展示室リニューアルオープン
平成 8 年 6 月	彩湖自然学習センター実施設計完了
平成 8 年 7 月	彩湖自然学習センター展示業務開始
平成 8 年 7 月	第12回特別展「祈りと美 ー戸田市の文化財Ⅱー」開催
平成 8 年 10 月	第7回企画展「写真で見る戸田市の歩み」開催
平成 9 年 3 月	郷土博物館活用の手引き書「魅力ある授業づくりは郷土博物館から」刊行
平成 9 年 3 月	「戸田市立郷土博物館 常設展示図録」刊行
平成 9 年 3 月	彩湖自然学習センター展示業務完了
平成 9 年 6 月	彩湖自然学習センター開館
平成 9 年 7 月	第8回企画展「こうして大きくなった ー高度成長期のこどもたちー」開催
平成 9 年 10 月	第13回特別展「姉妹都市交流展「戸田村」 ー幕末・ロシアの風ー」開催
平成 10 年 3 月	市史調査報告書第18集「戸田市関係新聞記事索引(昭和Ⅲ・平成)」刊行
平成 10 年 7 月	第9回企画展「蝶と蛾の世界 ー市川和夫昆虫コレクションー」開催
平成 10 年 10 月	第14回特別展「健やかな成長を願って ー人生儀礼・誕生から成人までー」開催
平成 11 年 7 月	第15回特別展「寺子屋から明治期の学校風景 ー学校教育の原点を求めてー」開催
平成 11 年 10 月	第10回企画展「レンズ越しに見た戸田 ー写真師のカメラアングルー」開催
平成 12 年 3 月	第11回収蔵品展「新収蔵品展(平成10・11年度新収蔵品)」開催
平成 12 年 3 月	郷土博物館活用の手引き書「博物館を活用した実践事例集」刊行
平成 12 年 3 月	彩湖自然学習センター活用の手引き書「感動ある授業づくりは彩湖自然学習センターから」刊行
平成 12 年 7 月	第11回企画展「台所からのメッセージ」開催
平成 12 年 10 月	第16回特別展「さいたまの飛鳥 美里」開催
平成 12 年 10 月	郷土博物館本館祝日開館となる
平成 13 年 1 月	第1回昔のくらし展「戸田の人びとのくらしのうつりかわり展」開催
平成 13 年 6 月	彩湖自然学習センターホームページ開設
平成 13 年 7 月	第12回企画展「平和 ー21世紀のこどもたちへー」開催

平成 13 年 8 月	郷土博物館ホームページ開設
平成 13 年 10 月	第 17 回特別展「高柳重信展」開催
平成 13 年 11 月	市制施行 35 周年記念講演会「高柳さんのこと」開催
平成 13 年 12 月	郷土博物館仮設収蔵庫を川岸地区に設置完成
平成 14 年 1 月	第 2 回昔のくらし展「戸田の人びとのくらしのうつりかわり展」開催
平成 14 年 3 月	郷土博物館活用の手引き書「博物館を活用した実践事例集Ⅱ」刊行
平成 14 年 7 月	常設展示室情報・映像機器の修繕事業完了
平成 14 年 8 月	第 12 回収蔵品展「親子のための戸田のむかしばなしとわらべうた ー池原昭治原画展ー」開催
平成 14 年 10 月	第 18 回特別展「中山道 ー戸田の渡しと旅日記ー」開催
平成 15 年 1 月	第 3 回昔のくらし展「戸田のくらしのうつりかわり」開催
平成 15 年 3 月	彩湖自然学習センター活用の手引き書Ⅱ「感動ある授業づくりは彩湖自然学習センターから」刊行
平成 15 年 5 月	第 47 回埼玉県名刀展「美濃の刀工」開催
平成 15 年 8 月	第 13 回企画展「すてきな絵本の世界 ーコールデコット賞受賞作品を中心にー」開催
平成 15 年 10 月	第 19 回特別展「戸田河岸と荒川の舟運」開催
平成 16 年 1 月	第 4 回昔のくらし展「昔の道具とくらし展」開催
平成 16 年 3 月	自然観察ハンドブック「彩湖の野草」刊行
平成 16 年 3 月	市史調査報告書第 19 集「戸田市関係新聞記事索引（平成Ⅱ）」刊行
平成 16 年 8 月	第 14 回企画展「楽しい石の世界」開催
平成 16 年 10 月	第 20 回特別展「彩湖」開催
平成 17 年 1 月	第 5 回昔のくらし展「君もタイムトラベラー」開催
平成 17 年 2 月	入館者 50 万人達成
平成 17 年 3 月	市史調査報告書第 20 集「戸田市地図目録」刊行
平成 17 年 3 月	郷土博物館調査報告書第 6 集「市川和夫標本コレクション鱗翅類目録」刊行
平成 17 年 8 月	第 15 回企画展「埴輪のいろいろ」開催
平成 17 年 10 月	条例改正（条例第 6 条休館日の改定により郷土博物館・彩湖自然学習センターとも開館日を増やす）
平成 17 年 10 月	第 21 回特別展「食べ物 いま むかし ～子どもたちを取り巻く世界～」開催
平成 18 年 1 月	第 6 回昔のくらし展「くらしの道具ものがたり」開催
平成 18 年 7 月	第 16 回企画展「おめでとう！40 歳」開催
平成 18 年 9 月	企画展関連事業「市制施行 40 周年記念パネル展」開催
平成 18 年 10 月	第 22 回特別展「時は、弥生から古墳へ」開催
平成 19 年 1 月	第 7 回昔のくらし展「探検！昔のくらし」開催
平成 19 年 3 月	郷土博物館活用の手引き書「博物館を活用した実践事例集Ⅲ」刊行
平成 19 年 7 月	第 23 回特別展「真夏の夜の華 ～戸田橋花火大会の歴史をひもとく～」開催
平成 19 年 10 月	第 17 回企画展「荒川水系の伝統漁撈」開催
平成 20 年 1 月	第 8 回昔のくらし展「発見！昔の道具 ～環境にやさしいくらし～」開催
平成 20 年 2 月	郷土博物館調査報告書第 7 集「金子家住宅調査報告書」刊行
平成 20 年 4 月	組織改正により図書館と郷土博物館（彩湖自然学習センターを含む。）が統合される
平成 20 年 7 月	第 24 回特別展「星へのあこがれ」開催
平成 20 年 11 月	第 18 回企画展「古の道と川端のくらし ～下笹目・美女木の原風景と想い～」開催
平成 21 年 1 月	第 9 回昔のくらし展「たんけん 昔のくらし」開催
平成 21 年 6 月	戸田市アーカイブズ・センターを館内へ開設 （6 月 9 日「国際アーカイブズの日」）
平成 21 年 7 月	第 19 回企画展「図書館・郷土博物館 25 年大百科」開催
平成 21 年 8 月	最新出土品展（巡回展）「地中からのメッセージ」開催
平成 21 年 10 月	第 25 回特別展「月光浴びて飛翔する狩人 ～みみずくとその仲間たち～」開催
平成 21 年 11 月	開館二十五周年
平成 21 年 12 月	開館 25 周年記念コンサート（東邦音楽大学フルートオーケストラ“ベル・ソナ”）開催
平成 22 年 1 月	第 10 回昔のくらし展「発見！ 昔のくらし」開催
平成 22 年 3 月	博学連携の手引き書「博物館・自然学習センターを活用した実践事例集Ⅳ」刊行
平成 22 年 7 月	第 20 回企画展「豊かな恵みと生きものたち」開催
平成 22 年 8 月	入館者 603,329（ミツ） 人目の入館者に記念品を贈呈
平成 22 年 10 月	第 26 回特別展「鍼・脈・薬～戸田の医療史～」開催
平成 22 年 10 月	巡回展「埼玉ゆかりの偉人展」開催
平成 23 年 1 月	第 11 回昔のくらし展「たんけん 昔のくらし」開催

平成 23 年 3 月	東日本大震災に伴い2日間の臨時休館
平成 23 年 4 月	全国歴史資料保存利用機関連絡協議会関東部会の会長館及び事務局（25 年 3 月まで）
平成 23 年 7 月	第 2 1 回企画展「イレモノいろいろ～うつわの今昔～」開催
平成 23 年 9 月	ほるたま展 2 0 1 1（巡回展）「遺跡に残された古代の技とものづくり」開催
平成 23 年 10 月	第 2 7 回特別展「とだっこ、旅にでる～なつかしの教育旅行とその風景～」開催
平成 23 年 11 月	戸田市制 4 5 周年「戸田市の発展の記録展」をイオン北戸田ショッピングセンターで開催
平成 24 年 1 月	第 1 2 回昔のくらし展「はっけん 昔のくらし」開催
平成 24 年 4 月	全国歴史資料保存利用機関連絡協議会関東部会の会長館及び事務局（25 年 3 月まで）
平成 24 年 4 月	第 5 5 回埼玉県名刀展「古刀の美～もののふのころ～」開催
平成 24 年 4 月	第 2 8 回特別展「戸田の消防～災害から地域を守る～」開催
平成 24 年 10 月	第 2 2 回企画展「戸田の絵馬～人々の祈願と感謝～」開催
平成 25 年 1 月	第 1 3 回昔のくらし展「たんけん 昔のくらし」開催
平成 25 年 7 月	第 2 3 回企画展「とだっこのおもちゃ箱」開催
平成 25 年 10 月	第 2 9 回特別展「異文化への舟渡し～グローバル化と戸田～」開催
平成 26 年 1 月	第 1 4 回昔のくらし展「はっけん 昔のくらし」開催
平成 25 年 7 月	第 2 4 回企画展「彩湖・道満の生きものたちの声」開催
平成 26 年 10 月	常設展示室照明設備及び固定ケース照明等修繕
平成 26 年 10 月	開館三十周年記念式典 （地元の博物館功労者への感謝状授与式と第 3 0 回特別展の内覧会）
平成 26 年 10 月	第 3 0 回特別展「将軍家の鷹場～戸田筋～」開催
平成 27 年 1 月	第 1 5 回昔のくらし展「たんけん 昔のくらし」開催
平成 27 年 7 月	第 2 5 回企画展「戦争と人々の暮らし～戦後 1 2 0 年・1 1 0 年・7 0 年～」開催
平成 27 年 10 月	第 3 1 回特別展「戸田ボートコース物語～オリンピックがやってきた！～」開催
平成 27 年 12 月	常設展示室照明防犯対策修繕（露出展示コーナーアクリルフェンス等改修）
平成 28 年 1 月	常設展示室照明防犯対策修繕（常設展示室・アーカイブズ・センター防犯カメラ設置）
平成 28 年 1 月	第 1 6 回昔のくらし展「発見 昔のくらし」開催
平成 28 年 7 月	第 3 2 回特別展「埴輪が語る戸田市の古墳時代」開催
平成 28 年 10 月	第 2 6 回企画展市制施行 5 0 周年記念「今昔写真帳～戸田市の歩み～」開催
平成 29 年 1 月	第 1 7 回昔のくらし展「たんけん！発見 昔のくらし」開催
平成 29 年 7 月	第 3 3 回特別展「人生のはじまりからおわりまで」開催
平成 29 年 10 月	第 1 8 回昔のくらし展「発見 昔のくらし」開催
平成 30 年 1 月	ロビー企画展「よみがえるプラネタリウム」開催
平成 30 年 4 月	組織改正により図書館と郷土博物館（彩湖自然学習センターを含む。）が生涯学習課に統合され、文化財保護事業が郷土博物館担当の業務に付加される
平成 30 年 4 月	10 月から始まる設備改修の準備のため、長期休館
平成 30 年 10 月	この間、収蔵資料の仮設収蔵庫等への移動（8 月～9 月）
令和 元年 8 月	仮事務室（〒335-0015 戸田市川岸 2-4-8 戸田市立心身障害者福祉センター3 階）で執務等実施（令和 2 年 2 月 12 日まで）
令和 元年 9 月	常設展示室リニューアルに関するディスプレイ業者と契約（令和 2 年 1 月 31 日まで）
令和 2 年 1 月	公募により、彩湖自然学習センターの愛称を「みどりパル」に決定
令和 2 年 2 月	仮設収蔵庫から郷土博物館収蔵庫へ資料の移動（1/15, 17, 22, 24）
令和 2 年 2 月	郷土博物館収蔵庫、常設展示室等 3 階、1 階の諸室の燻蒸（2/3～2/12）
令和 2 年 4 月	燻蒸後、仮事務室から引っ越しし、新たな事務室（2 階）で執務再開
令和 2 年 4 月	常設展示室リニューアルオープン予定であったが、新型コロナウイルス感染拡大予防・緊急事態宣言発出により臨時休館（4/1～5/31）
令和 2 年 6 月	リニューアルオープン（6 月 1 日）
令和 2 年 7 月	夏季ロビー展「昔の人から学ぶ！涼しく過ごす生活の知恵」開催
令和 2 年 10 月	秋季ロビー展「クローズアップ彩湖 昆虫編」開催
令和 3 年 1 月	緊急事態宣言発出により臨時休館（1/12～3/21）
令和 3 年 3 月	第 1 9 回昔のくらし展「たんけん 昔のくらし」開催
令和 3 年 7 月	第 2 7 回企画展「1 9 6 4～戸田に聖火が灯る～」開催
令和 3 年 9 月	文化財ロビー展「戸田市指定無形文化財写真展」開催
令和 3 年 10 月	秋季ロビー展「クローズアップ彩湖 植物編」開催
令和 4 年 1 月	第 2 0 回昔のくらし展「はっけん 昔のくらし」開催

令和 4 年 3 月	戸田市郷土博物館ビジョン策定（計画期間：令和4年度～令和8年度）
令和 4 年 6 月	文化財企画展「ここまで分かった！戸田市の埋蔵文化財最新情報展」開催
令和 4 年 6 月	彩湖自然学習センター開館25周年
令和 4 年 9 月	第28回企画展「彩湖自然学習センター（みどりパル）の25年 みどりとともに」開催
令和 4 年 11 月	ロビー展「戸田市の中世」開催
令和 5 年 1 月	第21回昔の暮らし展「たんけん 昔の暮らし」開催
令和 5 年 2 月	埋蔵文化財整理室を喜沢小学校内から郷土博物館内に移転
令和 5 年 6 月	近隣学校連携展示「埼玉県立戸田翔陽高等学校写真部作品展・TODA PHOTO GALLERY 2023」開催
令和 5 年 10 月	第29回企画展「戸田市所蔵絵画展」開催
令和 6 年 1 月	第22回昔の暮らし展「はっけん 昔の暮らし」開催
令和 6 年 4 月	ロビー展「端午の節句」開催
令和 6 年 7 月	近隣学校連携展示「戸田翔陽高校写真部×郷土博物館連携企画展 TODA PHOTO GALLERY 2024」開催
令和 6 年 8 月	開館40周年記念 第30回企画展「戸田の昔ばなし原画展－池原昭治原画の世界－」開催
令和 6 年 10 月	開館40周年記念 第31回企画展「新収蔵品展～ようこそ戸田の宝物たち～」開催
令和 6 年 10 月	近隣学校連携展示「開館40周年記念コラボ展示～郷土博物館×戸田かけはし1年～」開催
令和 6 年 11 月	郷土博物館開館40周年 （開館40周年記念祭～みる！きく！あそぶ！～開催）
令和 6 年 12 月	近隣学校連携展示「戸田かけはし高等特別支援学校1年×郷土博物館コラボ展示～ニュートンのこしかけ～」開催
令和 7 年 1 月	第23回昔の暮らし展「たんけん 昔の暮らし」開催
令和 7 年 8 月	第32回企画展「戸田と戦争～兵士と銃後の人々の暮らし～」開催
令和 7 年 11 月	近隣学校連携展示「戸田かけはし高等特別支援学校 令和7年美術作品展」開催
令和 8 年 1 月	第24回昔の暮らし展「はっけん 昔の暮らし」開催

● 施設・設備 ●

名 称	戸田市立郷土博物館
所在地	戸田市大字新曽 1707 番地 電話 048-443-5600 FAX048-442-8988
敷地面積	5,492 m ²
建物構造	鉄骨鉄筋コンクリート造 地上4階地下1階建
建設面積	2,152 m ²
延床面積	6,699 m ² 図書館部分 3,610.9 m ² 郷土博物館部分 3,088.1 m ²
工事費	1,908,101,000 円
設計料(監理含)	64,992,000 円
補助金	112,000,000 円
常設展示委託料	157,555,000 円
備品購入費	7,383,000 円 (S59・60年)

各 室 一 覧

[1階]

洗浄室：11.9 m² 消毒室：15.1 m² 乾燥室：19.8 m² 荷解室：21.0 m²

[2階]

事務室(図書館と共用)：98.9 m²

アーカイブズ・センター(閲覧室兼事務室)：132.5 m² 整理予備室：23.6 m² 文書庫：91.7 m²
書庫：26.2 m²

[3階]

常設展示室：560.9 m² 特別展示室：138.0 m² 講座室：147.2 m²

収蔵庫Ⅰ：62.2 m² 収蔵庫Ⅱ：62.2 m² 収蔵庫Ⅲ：82.3 m² 収蔵庫Ⅳ：62.2 m²

収蔵庫Ⅴ：42.8 m² 収蔵庫Ⅵ：120.0 m² 展示備品室：52.3 m²

準備室Ⅰ：22.8 m² 準備室Ⅱ：13.3 m² 準備室Ⅲ：25.4 m² 刊行物保管室：20.7 m²

学芸員室：51.4 m² 撮影室：34.1 m² 予備室：17.1 m²

[中地下の一部]

戸田市史等関連書庫

工事関係者一覧

[監 理]	戸田市建設部建築課
[設計・監理]	(株)日建設計
[建築工事]	(株)熊谷組北関東支店
[電気工事]	千歳電気工業(株)埼玉営業所
[空調工事]	新日本空調(株)
[衛生工事]	細井設備(株)戸田支店
[昇降設備工事]	日本オーチスエレベーター(株)東京支店

設備改修工事関係者一覧

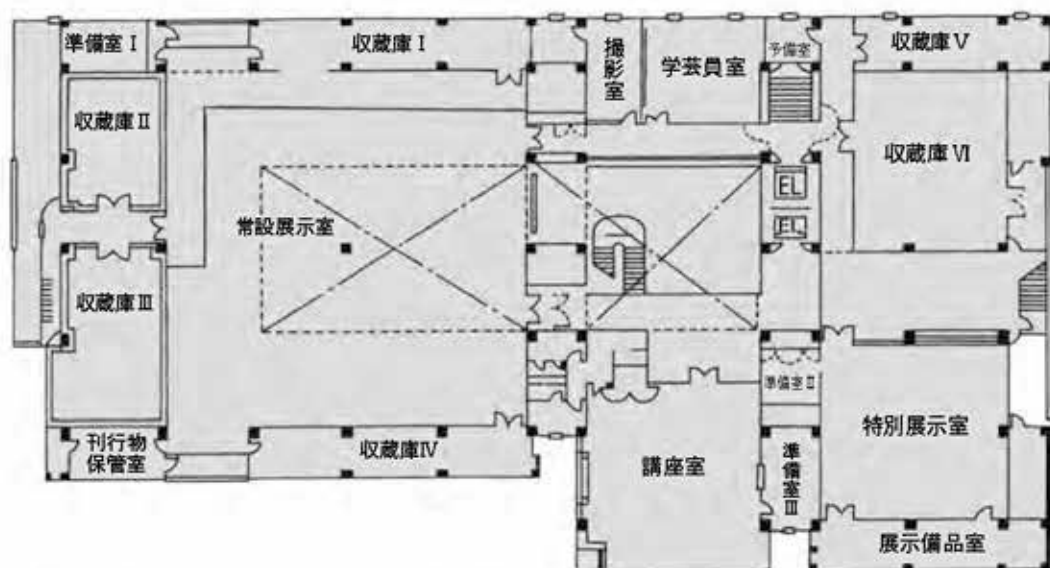
(平成30年10月1日～令和2年1月31日)

[監 理]	戸田市財務部資産経営室
[設計・監理]	(株)工藤孝建築設計事務所
[施 行 者]	(株)島村工業
[電気工事]	中村電設工業(株)
[機械設備]	大成温調(株)
[サイン工事]	(株)アボックス社

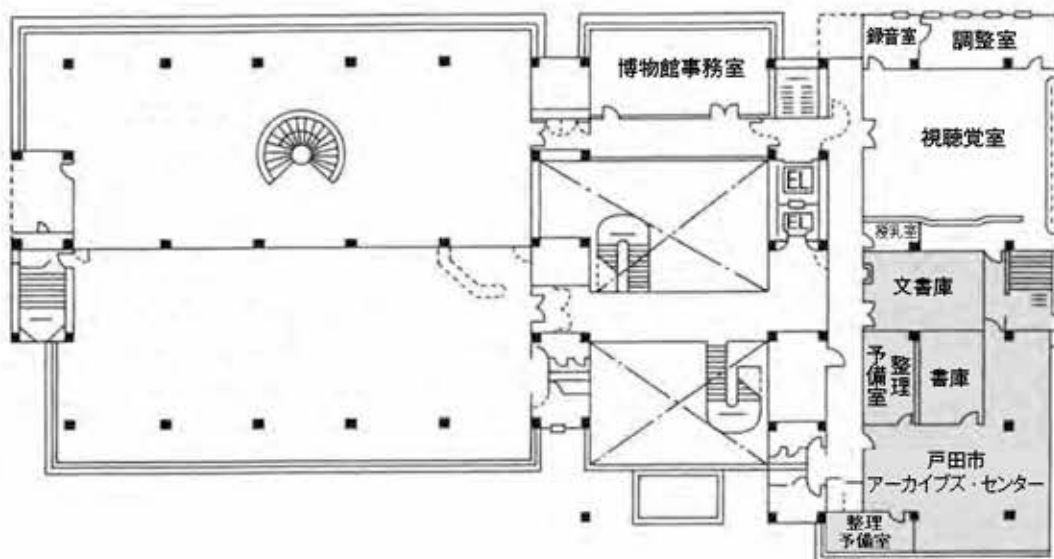
名 称	戸田市立郷土博物館 分館 彩湖自然学習センター(みどりパル)
所在地	戸田市大字内谷 2887 番地 電話 048-422-9991 FAX048-422-9993
延床面積	1,068 m ²
展示面積	406.71 m ²

常設展示室テーマ

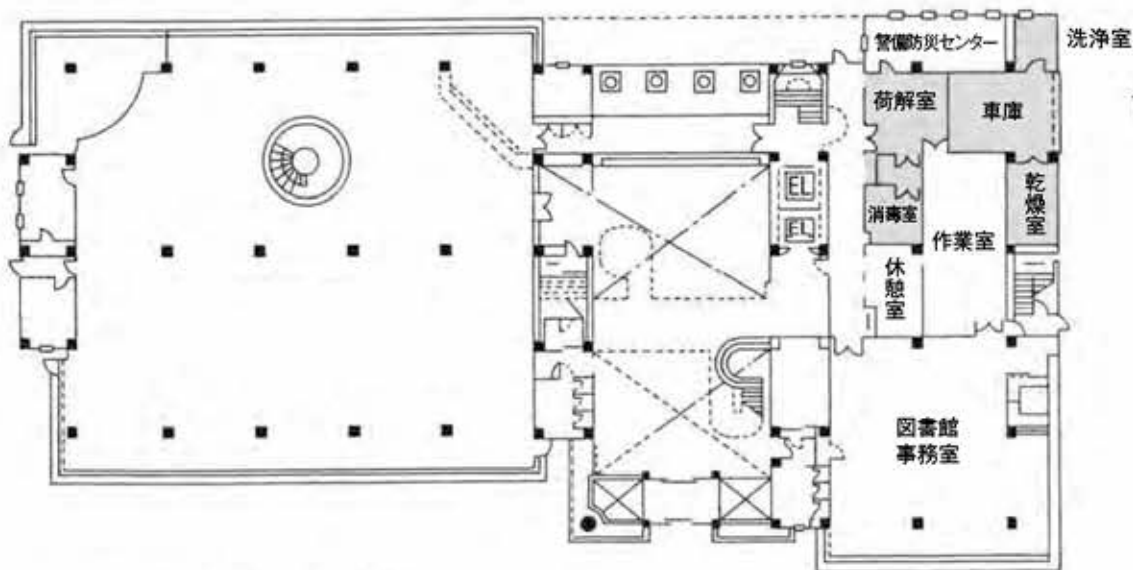
- [1階] 水中のふしぎ
- [2階] 水辺のふしぎ
- [3階] 草原・湿原のふしぎ
- [4階] 林のふしぎ
- [5階] 荒川のすがた



3 階



2 階

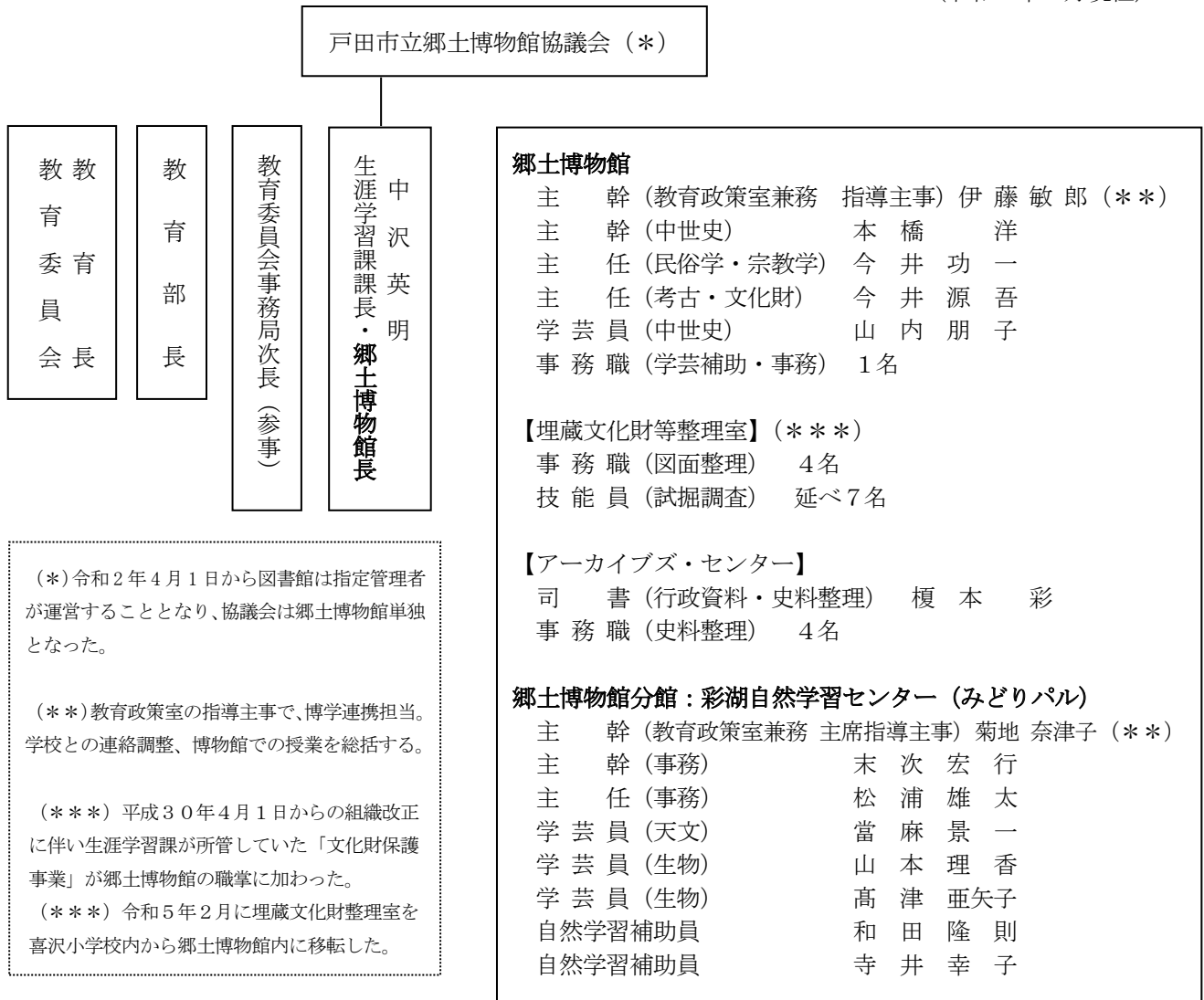


1 階

郷土博物館スペース
〈中地下〉保管室

● 組織（職員）・郷土博物館協議会 ●

(令和8年4月現在)



戸田市立郷土博物館協議会

No.	氏 名	選 出 区 分
1	佐 藤 勝 巳	社会教育関係者
2	福 田 聖	社会教育関係者
3	加 藤 貴 嗣	学校関係者
4	長谷川 理	家庭教育向上に資する活動を行う者
5	寿 原 淑 郎	学識経験者
6	伊 藤 裕 厚	学識経験者
7	武 内 三枝子	公募による市民

郷土博物館協議会は、博物館法第23条及び戸田市立郷土博物館条例第9条に基づく諮問機関で戸田市教育委員会が委嘱する。

館の運営に関して館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して提言や意見を述べることができる。

定員は10名以内で、任期は2年。

● 予算 ●

郷土博物館費歳出額

(単位:千円)

予算科目	令和6年度 決算	令和7年度 決算	令和8年度 当初予算	前年度 予算比	構成比
総 額	21,026	23,430	26,594	88.4	100.0
1 報 酬	7,788	9,251	9,848	105.3	37.0
3 職員手当等	2,544	3,374	3,768	106.3	14.2
4 共 済 費	1,534	2,173	2,831	101.9	10.6
7 報 償 費	370	358	170	30.6	0.6
8 旅 費	759	640	897	76.8	3.4
10 需 用 費	1,897	1,823	4,257	133.6	16.0
11 役 務 費	165	74	439	87.8	1.7
12 委 託 料	5,003	4,874	3,701	46.8	13.9
13 使用料及び賃借料	915	610	602	93.2	2.3
17 備品購入費	0	202	0	0.0	0.0
18 負担金補助及び 交付金	51	51	81	100.0	0.3

彩湖自然学習センター費歳出額

(単位:千円)

予算科目	令和6年度 決算	令和7年度 決算	令和8年度 当初予算	前年度 予算比	構成比
総 額	35,987	37,418	48,785	118.0	100.0
1 報 酬	10,617	11,087	11,063	104.0	22.7
3 職員手当等	2,181	2,291	2,282	105.0	4.7
4 共 済 費	928	943	1,667	100.4	3.4
7 報 償 費	481	531	628	109.0	1.2
8 旅 費	552	567	769	86.7	1.6
10 需 用 費	7,258	7,141	16,810	165.9	34.5
11 役 務 費	306	277	398	105.6	0.8
12 委 託 料	12,925	13,683	14,435	104.7	29.6
13 使用料及び賃借料	665	644	641	82.9	1.3
15 原材料費	0	0	27	100.0	0.1
17 備品購入費	26	206	0	0.0	0.0
18 負担金補助及び 交付金	48	48	65	135.4	0.1

市史編さん費歳出額

(単位:千円)

予算科目	令和6年度 決算	令和7年度 決算	令和8年度 当初予算	前年度 予算比	構成比
総 額	10,331	10,954	11,558	102.7	100.0
1 報 酬	6,772	7,153	7,170	105.9	62.0
3 職員手当等	1,562	1,658	1,658	106.0	14.4
4 共 済 費	900	1,019	1,294	113.4	11.2
7 報 償 費	280	280	280	100.0	2.4
8 旅 費	139	132	189	94.0	1.6
10 需 用 費	614	649	818	73.8	7.1
11 役 務 費	1	1	55	47.0	0.5
12 委 託 料	8	7	10	100.0	0.1
17 備品購入費	0	0	74	—	0.6
18 負担金補助及び 交付金	55	55	10	18.2	0.1

● 郷土博物館刊行物一覧 ●

種 類	名 称	頒布価格(円)
常設展	常設展示図録	1,000
企画展	第17回企画展「荒川水系戸田周辺の漁撈用具」	200
特別展図録	第1・2・4・7・10・11・14・15・16・17・18・25・29回特別展図録	在庫切れ
	第3回特別展「一ふるさとの心ー戸田市の文化財」	560
	第5回特別展「戸田の動物」	600
	第6回特別展「戸田のよそおい」	700
	第8回特別展「戸田の民俗芸能」	700
	第9回特別展「化石展ーよみがえる太古の世界ー」	750
	第12回特別展「祈りと美ー戸田市の文化財Ⅱー」	750
	第13回特別展「戸田村ー幕末・ロシアの風ー」	1,000
	第19回特別展「戸田河岸と荒川の舟運」	800
	第20回特別展「彩湖」	800
	第21回特別展「食べ物 いま むかし」	800
	第22回特別展「時は、弥生から古墳へ」	800
	第23回特別展「真夏の夜の華ー戸田橋花火大会の歴史をひもとくー」	1,200
	第24回特別展「星へのあこがれ」	800
	第26回特別展「鍼・脈・薬ー戸田の医療史ー」	1,000
	第27回特別展「とだっこ、旅にでるーなつかしの教育旅行とその風景ー」	1,000
	第28回特別展「戸田の消防ー災害から地域を守るー」	1,000
	第30回特別展「将軍家の鷹場ー戸田筋ー」	1,000
	第31回特別展「戸田ボートコース物語ーオリンピックがやってきた！ー」	1,000
	第32回特別展「埴輪が語る戸田市の古墳時代」	1,000
	第33回特別展「人生のはじまりからおわりまで」	1,000
研究紀要	研究紀要第1・2・3・10・12・13・15・22号	在庫切れ
	研究紀要第4号	500
	研究紀要第5号	800
	研究紀要第6号	800
	研究紀要第7号	1,300
	研究紀要第8号	1,300
	研究紀要第9号	1,350
	研究紀要第11号	1,200
	研究紀要第14号	800
	研究紀要第16号	800
	研究紀要第17号	800
	研究紀要第18号	1,000
	研究紀要第19号	800
	研究紀要第20号	500
	研究紀要第21号	300
	研究紀要第23号	480
	研究紀要第24号	550
	研究紀要第25号	500
	研究紀要第26号	500
	研究紀要第27号	500
	研究紀要第28号	700
	研究紀要第29号	750
	研究紀要第30号	600
	研究紀要第31号	700
	研究紀要第32号	800
	研究紀要第33号	1,000
	研究紀要第34号	1,000
調査報告書等	戸田市動物誌	3,200
	戸田市動物ガイド	1,300
	彩湖の野草	在庫切れ
	戸田市の指定文化財<増補版>	1,000
	調査報告書第1集「中町念仏踊りおいねさん」	400
	調査報告書第2集「下戸田ささら獅子舞」	1,300
	調査報告書第3集「戸田の民謡」(CD付)	2,000
	調査報告書第4集「戸田市の祭り囃子・神楽」	1,600
	調査報告書第5集「戸田市の農業」	1,150
	調査報告書第6集「市川和夫標本コレクション鱗翅類目録」	1,000
	調査報告書第7集「金子家住宅調査」	700
	調査報告書第8集「収蔵文書目録(1)」	750
博物館だより	調査報告書第9集「写真でみる戸田市の移り変わり」	1,400
	調査報告書第10集「収蔵文書目録(2)」	1,600
博物館だより	郷土博物館だより 第1号～第52号	無料

● 市史等刊行物一覧 ●

種 類	名 称	頒布価格(円)
市 史	資料編 一 原始・古代・中世	3,000
	資料編 二 近世1	2,000
	資料編 三 近世2	3,000
	資料編 四 近代・現代1	2,800
	資料編 五 近代・現代2	3,000
	民俗編	4,600
	通史編 上	3,500
	通史編 下	3,000
	昭和から平成へ	3,000
	戸田市いまむかし	在庫切れ
	戸田市史年表	750
市史調査報告	第2・4・10集	在庫切れ
	第1集 戸田市諸家所蔵文書目録(1)	1,100
	第3集 戸田市諸家所蔵文書目録(2)	1,300
	第5集 戸田市の地質(1)	1,500
	第6集 下戸田の民俗	1,300
	第7集 戸田市諸家所蔵文書目録(3)	1,500
	第8集 戸田市の石造物	1,600
	第9集 戸田市諸家所蔵文書目録(4)	1,650
	第11集 戸田市の地質(2)	1,400
	第12集 新曽・上戸田の民俗	1,700
	第13集 戸田市諸家所蔵文書目録(5)	1,400
	第14集 戸田市諸家所蔵文書目録(6)	1,200
	第15集 戸田市関係新聞記事索引(明治・大正)	1,250
	第16集 戸田市関係新聞記事索引(昭和)	950
	第17集 戸田市関係新聞記事索引(昭和Ⅱ)	850
	第18集 戸田市関係新聞記事索引(昭和Ⅲ・平成)	750
	第19集 戸田市関係新聞記事索引(平成Ⅱ)	700
	第20集 戸田市地図目録	500
	第21集 戸田市地図目録Ⅱ	350
	第22集 戸田市関係新聞記事索引(平成Ⅲ)	700
	第23集 戸田市関係新聞記事索引(平成Ⅳ)	400
	第24集 戸田市関係新聞記事索引(平成Ⅴ)	400
	第25集 戸田市地図目録Ⅲ	400
	第26集 戸田市関係新聞記事索引(令和Ⅰ)	800
市史研究	第1・2・3・4・7・8号	在庫切れ
	第5号 (戸田市の板碑について 他)	600
	第6号 (戸田市の水生植物および湿性植物 他)	800
	第9号 (方形周溝墓と火 他)	600
	第10号 (戸田市における水系の沿革 他)	900
	第11号 (戸田市域における「旧堤防」について 他)	600
	第12号 (中山道一里塚の研究、戸田競艇組合設立前史)	600

● 入館者数の推移 ●

郷土博物館

常設展示室

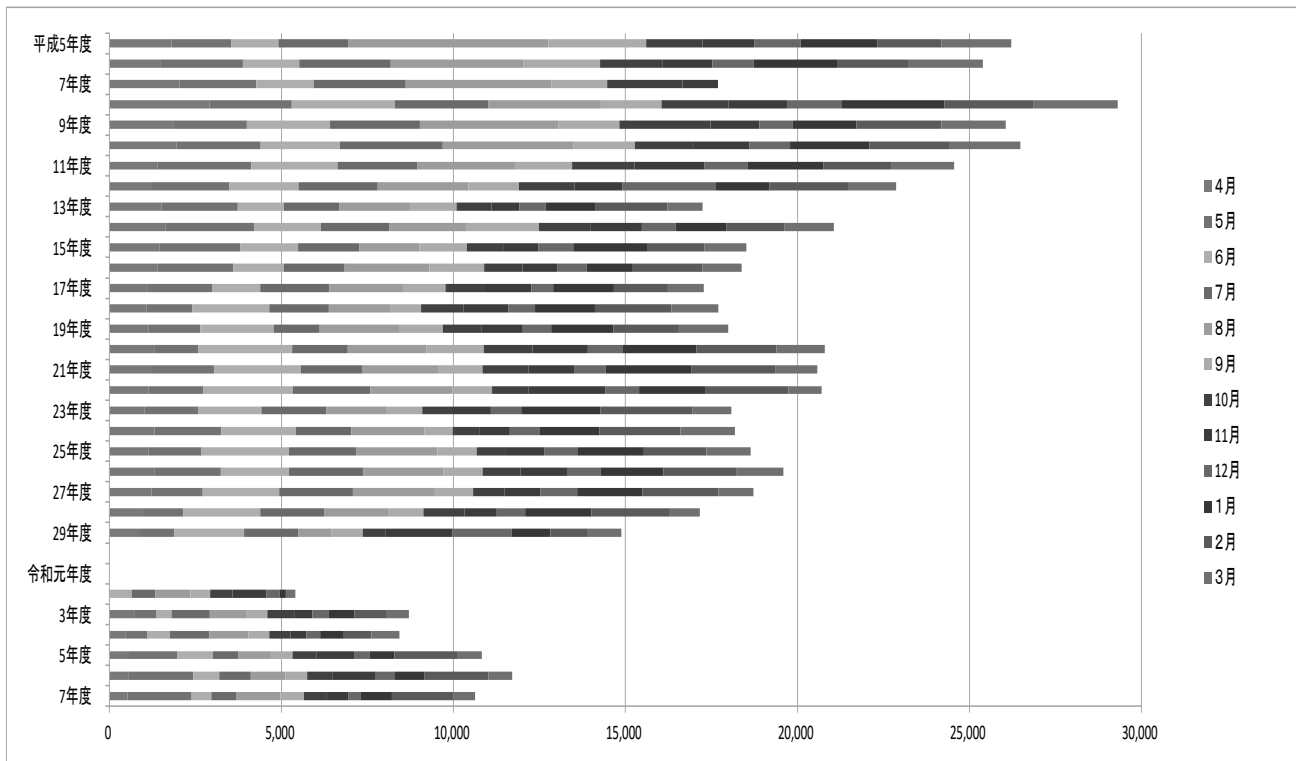
※平成7年12月から平成8年3月までは、常設展示室改修につき閉鎖

※平成29年8月16日から8月30日まで電気設備故障による停電のため臨時休館

※平成30年4月1日から令和2年3月31日まで図書館・郷土博物館の設備改修工事により休館

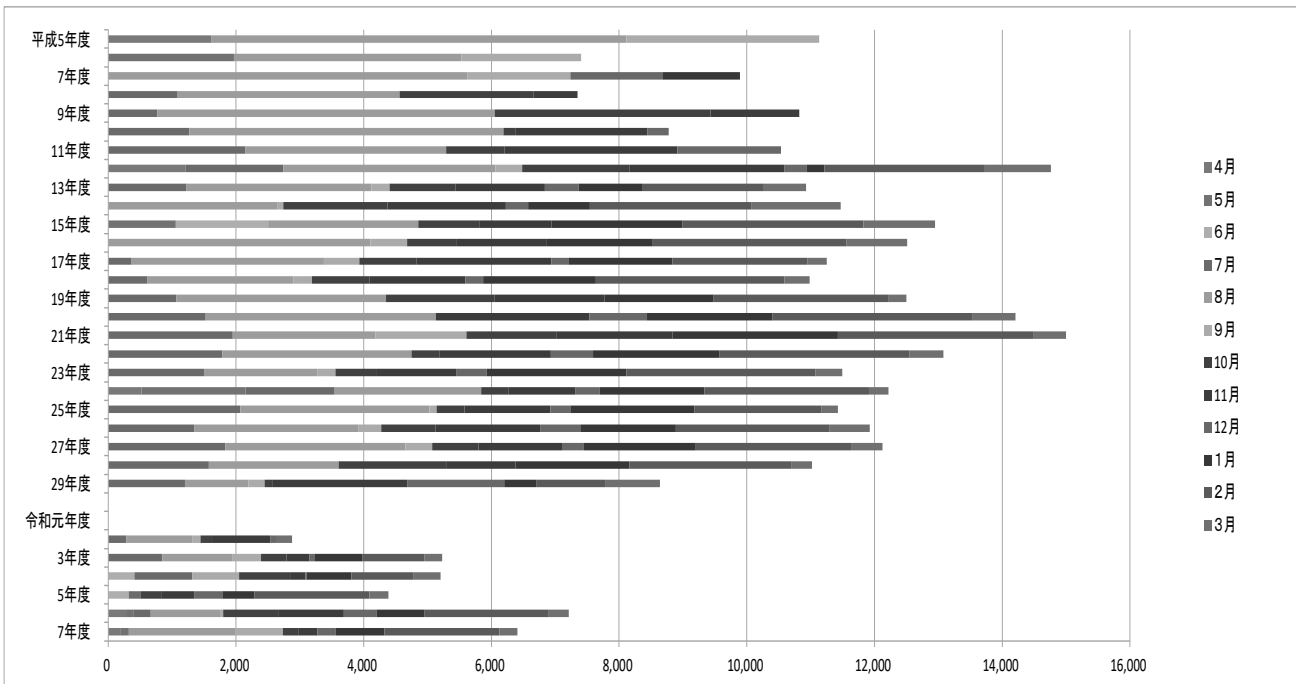
※令和2年4月1日から5月31日まで新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため臨時休館

※令和3年1月12日から3月21日まで新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため臨時休館



特別展示室

※平成29年8月16日から8月30日まで電気設備故障による停電のため臨時休館



彩湖自然学習センター

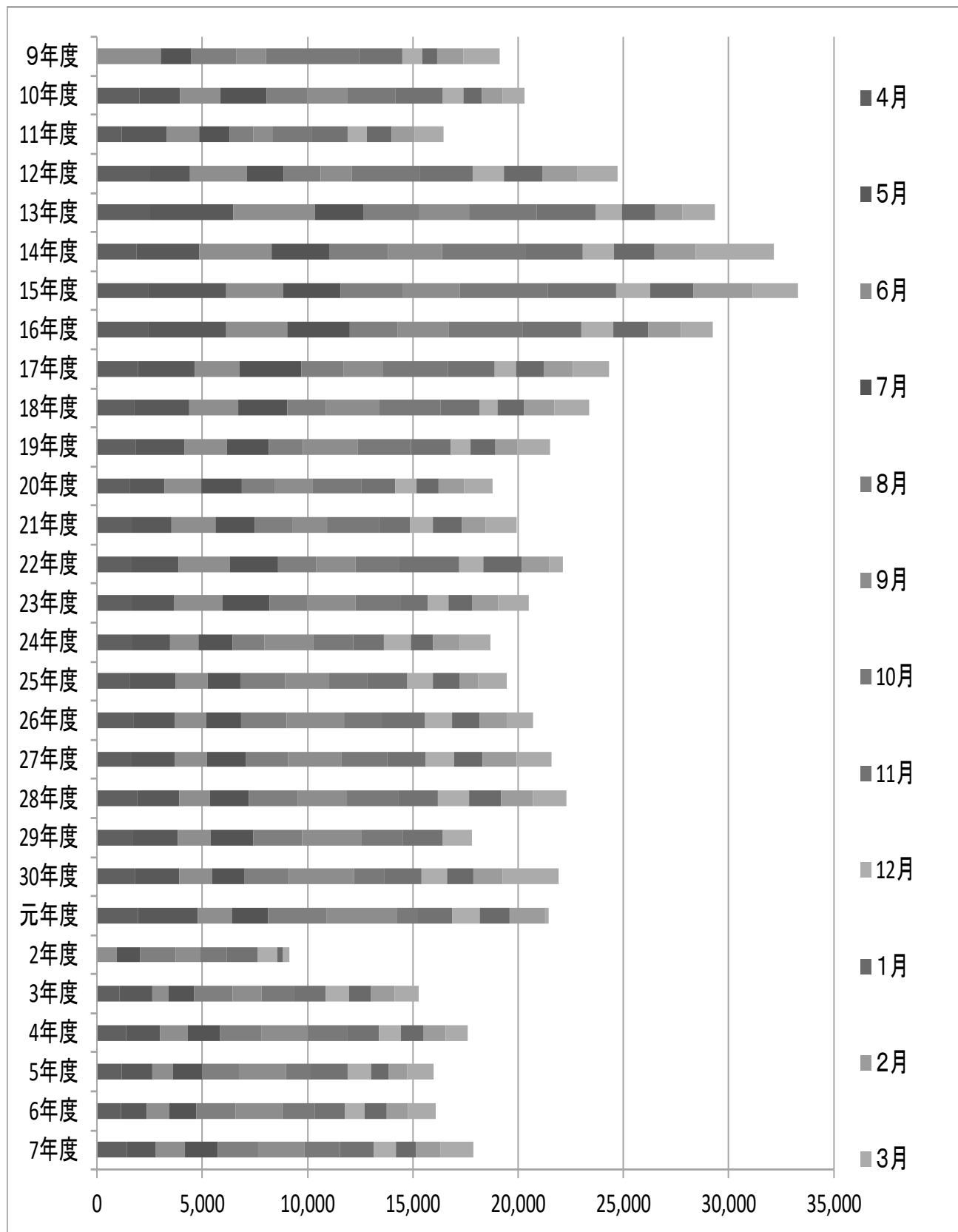
※平成9年6月1日開館

※平成29年1月4日から3月31日、国土交通省荒川上流河川事務所による設備改修のため臨時休館

※令和元年10月12日から10月25日まで台風による彩湖冠水のため臨時休館

※令和2年3月4日から5月31日まで新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため臨時休館

※令和3年1月12日から3月21日まで新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため臨時休館



令和7年度事業報告

● 入館者数 ●

郷土博物館

常設展示室

月	常 設 展			月	常 設 展		
	入館者数	開館日数	1日平均		入館者数	開館日数	1日平均
4	518 ^(人)	27 ^(日)	19.19 ^(人)	10	658 ^(人)	29 ^(日)	22.69 ^(人)
5	1,868	29	64.41	11	621	29	21.41
6	583	27	21.59	12	353	26	13.58
7	723	28	25.82	1	917	26	35.27
8	1,277	30	42.57	2	1,788	27	66.22
9	693	21	33.00	3	630	27	23.33
合 計					10,629	326	32.60

特別展示室・3階ロビー

月	特 別 展 等			月	特 別 展 等		
	入館者数	開館日数	1日平均		入館者数	開館日数	1日平均
4	195 ^(人)	9 ^(日)	21.67 ^(人)	10	250 ^(人)	5 ^(日)	50.00 ^(人)
5	124	6	20.67	11	296	13	22.77
6	—	—	—	12	284	7	40.57
7	—	—	—	1	761	14	54.36
8	1,665	29	57.41	2	1,802	27	66.74
9	750	21	35.71	3	282	8	35.25
合 計					6,409	139	46.11

彩湖自然学習センター

月	常 設 展			月	常 設 展		
	入館者数	開館日数	1日平均		入館者数	開館日数	1日平均
4	1,417 ^(人)	27 ^(日)	52.48 ^(人)	10	1,683 ^(人)	29 ^(日)	58.03 ^(人)
5	1,379	29	47.55	11	1,635	29	56.38
6	1,389	27	51.44	12	1,048	26	40.31
7	1,532	28	54.71	1	948	26	36.46
8	1,922	30	64.07	2	1,172	27	43.41
9	2,205	26	84.81	3	1,535	27	56.85
合 計					17,865	331	53.97

● 展示事業 ●

郷土博物館展示事業

展示種別	展 示 名 称	観覧者数 参加者数	展示期間等
ロビー展示	ロビー展「端午の節句」	319 人	4/20～5/6
夏季展示会	第32回企画展「戸田と戦争～兵士と銃後の人々の暮らし～」	2,665 人	8/2～10/5
近隣学校連携 展示	戸田かけはし高等特別支援学校 令和7年美術作品展	210 人	11/1～11/12
障がい者アート 展示	2025戸田市障がい者アート展	370 人	11/29～12/7
昔の暮らし展	第24回昔の暮らし展「はっけん 昔の暮らし」	2,845 人	R8.1/17～3/8
ロビー展示	ロビー展「桃の節句」	—	R8.2/21～3/8

彩湖自然学習センター展示事業

展示種別	展 示 名 称	観覧者数 参加者数	展示期間等
彩湖自然学習センター 写真パネル展	「彩湖・自然にカシヤッ！」 (会場：彩湖自然学習センター)	—	R7.4/1～5/6
	「彩湖・自然にカシヤッ！」 (会場：市役所)	—	R7.5/8～5/22
	「彩湖・自然にカシヤッ！」 (会場：コンパル)	—	R7.5/30～6/12
	「彩湖・自然にカシヤッ！」 (会場：さくらパル)	—	R7.6/13～6/26
	「彩湖・自然にカシヤッ！」 (会場：あいパル)	—	R7.7/1～7/18
	「彩湖・自然にカシヤッ！」 (会場：彩湖自然学習センター)	—	R8.3/1～3/31
彩湖自然学習センター エレベータ展示	「今月の彩湖」	—	月毎に展示替えを実施

● 教育普及事業 ●

郷土博物館講座

講座等種別	講座等の名称	回数	参加者	実施日
子ども体験ひろば (小・中学生対象)	「火おこしにちょうせん！」	1	19 人	6/15
	「まが玉を作ってみよう！」	1	12 人	8/24
	「アンギンでコースターを作ろう！」	1	5 人	10/19
	「昔の道具を使ってみよう①～いなほがお米になるまで～」	1	11 人	R8. 2/15
	「昔の道具を使ってみよう②～する道具・つむぐ道具～」	1	11 人	R8. 3/8

講座等種別	講座等の名称	回数	参加者	実施日
バックヤードツアー (小学生対象)	「図書館・郷土博物館バックヤードツアー」	1	20 人	8/23

講座等種別	講座等の名称	回数	参加者	実施日
おはなし会 (子供・一般対象)	「古民家おはなし会」 (2部制)	2	AM24 人 PM19 人	11/9

講座等種別	講座等の名称	回数	参加者	実施日
企画展開連事業 (一般対象)	「企画展【戸田と戦争】展示解説」	1	10 人	9/7

講座等種別	講座等の名称	回数	参加者	実施日
昔のくらし展開連事業 (一般対象)	「昔のくらし展展示解説」	1	14 人	R8. 3/8

文化財講座

講座等種別	講座等の名称	回数	参加者	実施日
文化財講座 (市民大学講座) (市内在住・在勤・在学者対象)	「遺物拓本講座 板碑・土器編」	1	8 人	11/15
	「考古学でみる室町・戦国時代の集落」 (※オンデマンド配信を実施)	1	32 人 ※会場受講 16 人 O/D受講 16 人	R8. 1/24

アーカイブズ・センター講座

講座等種別	講座等の名称	回数	参加者	実施日
アーカイブズ・セミナー (市民大学講座) (市内在住・在勤・在学者対象)	「戸田の古文書解説講座 (中級編) ①」	1	14 人	11/22
	「戸田の古文書解説講座 (中級編) ②」	1	12 人	11/29



「アンギンでコースターを作ろう！」



「図書館・郷土博物館バックヤードツアー」

彩湖自然学習センター講座（雨天中止を除く）

講座等種別	講座等の名称	回数	参加者	実施日
一般対象講座	「投網体験」	1	19 人	7.6/1
	「植物ウォッチング～絵手紙編」	1	8 人	7.6/15
	「ダンボールドームのプラネタリウム」	2	15 人	7.7/13
	「昆虫標本をつくろう」	2	13 人	7.7/29
	「夜のいきものたち」	1	26 人	7.8/2
	「彩湖でお月見」	1	18 人	7.10/5
	「木の実を使ったリースづくり」	1	19 人	7.12/14
	「和風をつくろう」	1	17 人	7.12/20
	「ダンボールドームのプラネタリウム」	2	21 人	7.12/28
	「竹を使ったものづくり」	1	18 人	8.2/15
市民大学講座	「野鳥を見よう①」	1	10 人	7.4/26
	「昆虫をさがそう：春」	1	11 人	7.4/29
	「彩湖周辺の自然観察とカヌー体験①」	1	10 人	7.5/10
	「植物ウォッチングにでかけよう：初夏」	1	11 人	7.5/11
	「彩湖周辺の野鳥観察①」	1	21 人	7.5/18
	「外来種（アメリカザリガニ）について学ぼう」	1	21 人	7.6/29
	「昆虫ウォッチング：夏」	1	20 人	7.7/20
	「星空観察会：夏の星空」	1	14 人	7.8/24
	「彩湖周辺の自然観察とカヌー体験②」	1	9 人	7.10/4
	「昆虫ウォッチング：秋」	1	18 人	7.10/19
	「植物ウォッチングにでかけよう：秋」	1	中止	7.10/26
	「彩湖周辺の野鳥観察②」	1	15 人	7.11/9
	「セイタカアワダチソウを抜こう」	1	8 人	7.11/29
	「彩湖周辺の野鳥観察③」	1	15 人	7.12/21
	「彩湖周辺の野鳥観察④」	1	19 人	8.1/11
	「星空観察会：冬の星空」	1	21 人	8.1/17
	「野鳥を見よう②」	1	10 人	8.1/24
	「昆虫をさがそう：冬」	1	11 人	8.2/1
	「彩湖周辺の野鳥観察⑤」	1	7 人	8.2/8
	「彩湖体験ツアー」	1	21 人	8.3/1
親子対象講座	「はらっぱであそぼう」	1	8 人	7.4/27
こども対象講座	「親子でオリエンテーリング」	1	7 人	7.11/16
こども自然クラブ	結団式、第1回「昆虫をさがそう！」	1	20 人	7.6/8
	第2回「葉っぱの上の宝石をさがそう！」	1	16 人	7.8/9
	第3回「タネをみつけよう」	1	16 人	7.10/12
	第4回「科学実験に挑戦！」	1	15 人	7.11/30
	第5回「みんなで宝探し！オリエンテーリング」	1	11 人	8.1/25
	第6回「野鳥をみよう！」 解散式	1	17 人	8.2/22
彩湖☆わくわく 2Days	「とぶ鳥をつくろう」	—	87 人	7.7/26.27
	「押し花のマスキングテープを作ろう」			
	「竹のキーホルダーをつくろう」			
	「石けんで回そう」			
	「フリースペース（ぬりえ、どんぐりつかみ）」			

● 博学連携事業 ●

郷土博物館博学連携事業

博学連携事業の名称	実施期間	実施回数	参加者数
小学6年生郷土博物館授業（歴史）	5月	12校	1,304人
小学3年生郷土博物館授業（人々のくらしのうつりかわり）	R8.1月・2月	12校	1,118人
博物館学芸員による出張・館内受入授業支援	4月～R8.3月	4回	136人
戸田市小・中学校初任者教員施設体験研修	8/18	1回	14人
高等学校5年次教員研修（社会貢献活動体験研修）	12/8	1回	1人
中学生社会体験チャレンジ事業・職場体験研修	11/18～11/20	1校	3人
大学学芸員課程 博物館実習	8/4～8/8	5日間	3人

○小学校への資料の貸出し

貸出先小学校／授業等	貸出時期	貸出資料
戸田市立戸田第一小学校1年生 国語	12月	糸車
戸田市立美女木小学校3年生 社会 *	R8.2月	たらい、洗濯板

*：小学3年生博物館授業と連動した貸出し



「小学6年生郷土博物館授業」



「小学3年生郷土博物館授業」

彩湖自然学習センター博学連携事業

博学連携事業の名称	実施期間	実施回数	参加者数
彩湖サイエンスサポートプログラム（出張授業・教材提供）	R7.4月～R7.10月	13回	1,943人
中学生社会体験チャレンジ事業・職場体験研修	R7.7月～R7.12月	6校	15人
小学3年生彩湖自然学習センター授業（自然体験学習）	R7.8月～R7.11月	12校	1,206人



「小学3年生彩湖自然学習センター授業」



「彩湖サイエンスサポートプログラム」

● 文化財保護事業 ●

1 文化財の保存・活用

- ①文化財所有者等への補助金の交付
指定文化財の維持・管理を目的として、県指定文化財2件、市指定文化財21件に対して、指定文化財管理補助金を交付した。
- ②市指定天然記念物うばゆり保護育成調査
発芽21株、開花は確認できず。平成30年度より調査員を委嘱せず。
- ③文化財説明板の整備
川岸地藏堂の文化財説明板が経年劣化したため、板面等修繕を実施した。
- ④文化財講座（市民大学講座）
日時 令和7年11月15日（土）午前10時30分～正午
内容 「遺物拓本講座 板碑・土器編」
講師 当館学芸員
受講者数 8人
- ⑤文化財講座（市民大学講座／オンデマンド配信を実施）
日時 令和8年1月24日（土）午後1時30分～午後3時
内容 「考古学でみる室町・戦国時代の集落」
講師 葛飾区郷土と天文の博物館 永越信吾 氏
受講者数 32人（会場受講16人、オンデマンド受講16人）
- ⑥文化財防火デー文化財保護訓練
日時 令和8年1月23日（金）午前9時30分～午前10時30分
消防本部警防課の主催により、下戸田氷川神社において文化財防火訓練を行った。
- ⑦文化財保護強調週間
令和7年11月1日～11月7日
広報戸田市11月号に文化財特集記事「戸田に残る大切な文化財を紹介します」を掲載し、「妙顕寺三十六歌仙絵額」について紹介を行った。
- ⑧市ホームページの文化財ニュースに「3Dを使って石造物を解説してみよう！」の記事を掲載し、石造物の3Dデータの作成処理について紹介を行った。



「文化財防火訓練」

2 埋蔵文化財保護・発掘調査・活用

- ①試掘・範囲確認調査 15件
- ②発掘調査 8件
上戸田本村遺跡第7次発掘調査（令和7年5月～6月／教育委員会単独）、前谷遺跡第16次発掘調査（令和7年6月～7月／教育委員会単独）、鍛冶谷・新田口遺跡第13次発掘調査（令和7年10月／民間支援）、上戸田本村遺跡第8次発掘調査（令和7年12月～令和8年1月／民間支援）、南原遺跡第15次発掘調査（令和8年1月／教育委員会単独）、上戸田本村遺跡第9次発掘調査（令和8年2月～3月／民間支援）、南原遺跡第16次発掘調査（令和8年2月～3月／民間支援）、南原遺跡第17次発掘調査（令和8年2月～3月／民間支援）
- ③埋蔵文化財の整理
南原遺跡第8次発掘調査、上戸田本村遺跡第5～7次発掘調査、前谷遺跡第16次発掘調査、鍛冶谷・新田口遺跡第13次発掘調査、南原遺跡第15次発掘調査
- ④発掘調査報告書の刊行
上戸田本村遺跡第6次発掘調査報告書（令和7年12月刊行）、上戸田本村遺跡第5・7次、前谷遺跡第16次発掘調査報告書（令和8年3月刊行）
- ⑤文化財調査報告書等のデジタル化と公開
戸田市が刊行した発掘調査報告書について、「全国文化財総覧」で公開を行った。
デジタル冊子『「モノ」が語る三つの時代－戸田市の中世・近世・近代－』を刊行し、市ホームページ及び「全国文化財総覧」で公開を行った。

3 民俗芸能の振興

- ①市指定文化財の沖内囃子、下戸田ささら獅子舞、川岸の獅子頭の公開について、広報戸田市7月号及び市ホームページに掲載し周知を図った。

● 資料及び史料の活用状況 ●

1 資史料の活用状況

利用形態	博物館資料		アーカイブズ・センター史料	
	申請件数	貸出点数	申請件数	利用点数
館外貸出	10件	94点	14件	158点
館内利用	2件	7点	18件	230点

2 資史料の収集

新規寄贈件数		新規購入件数		行政文書収集
7件	135点	—	—	—*

*：令和7年4月の戸田市公文書管理条例施行（戸田市公文書館設置）に伴い、歴史公文書の所管が総務部行政管理課に移管されたことから、令和6年度以降は行政文書収集を実施していない。

3 資史料の登録数（収蔵点数）

郷土博物館資料

資料分類	地質 (岩石等)	植物 (標本等)	動物 (剥製等)	考古	歴史	民俗	美術工芸	文学	図書	計
点 数	670	1,026	9,538	1,466	425	10,313	61	194	27,056	50,749

アーカイブズ・センター史料

資料分類	古文書	地域文献	市行政資料	市新聞記事	地図	AV	写真	歴史的 公文書	計
点 数	26,240	21,879	11,035	77,986	1,704	1,759	173,262	8,327	322,192

4 資史料の作業整理状況（整理件数）

郷土博物館資料整理状況（整理件数）

資料分類	地質 (岩石等)	植物 (標本等)	動物 (剥製等)	考古	歴史	民俗	美術工芸	文学	図書	計
件 数	0	0	0	0	0	6,850	0	0	3,697	10,547

アーカイブズ・センター史料整理状況（整理件数）

資料分類	古文書	地域文献	市行政資料	市新聞記事	地図	AV	写真	歴史的 公文書	計
件 数	14,502	3,697	2,391	3,512	506	22	69,740	5,875	100,245

● アーカイブズ・センター事業 ●

年間を通して、古文書史料の修補、古写真の整理・デジタル化へ向けてのデータ化、新聞資料の整理・入力、地図資料の整理、戸田市の行政刊行物の収集・整理・保存、資料閲覧請求に基づく公開等を実施。

令和4年度から市史編さん室時代に刊行された目録掲載の文書を、個人情報の観点から専門家に依頼して総点検を実施。膨大な量があるため、令和5年度以降も継続して実施。

1 アーカイブズ・センター利用登録状況（人数）

区分	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度 R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
利用者数	173	109	—	—	99	125	150	106	140	134
登録者数 (内数)	4	15	—	—	8	60	15	14	14	12

※利用者数：問い合わせ者や見学者なども含めた全ての利用者の人数

※登録者数：利用者のうち、資史料の閲覧に必要な「利用登録証」（発行から1年間有効）の交付を受けた者の人数

※平成30年度及び平成31（令和元）年度は、設備改修工事による休館のため、実績なし

2 アーカイブズ・センター講座

①アーカイブズ・セミナー（市民大学講座）

日時 令和7年11月22日（土）午後1時30分～午後3時10分

令和7年11月29日（土）午後1時30分～午後3時10分

内容 「戸田の古文書解読講座（中級編）①②」

講師 戸田市立郷土博物館協議会会長・戸田市文化財保護審議会委員 佐藤勝巳 氏

受講者数 延べ26名

3 調査報告書の刊行

戸田市史調査報告書第26集戸田市関係新聞記事索引（令和I）を刊行

4 歴史的公文書の収集

令和7年4月の戸田市公文書管理条例施行（戸田市公文書館設置）に伴い、歴史公文書の所管が総務部行政管理課に移管されたため、令和6年度以降は歴史公文書（行政文書）の収集は実施していない。



「アーカイブズ・セミナー」



「アーカイブズ・セミナー 古文書展示」

令和8年度事業予定

● 展示事業 ●

ロビー展

「端午の節句」

内 容

5月5日の「端午の節句」に合わせて、明治後期から平成初期ごろまでの五月人形、鎧飾り、手描き鯉のぼり等を紹介する。また、干支の午年にちなみ、展示資料のうち馬の人形を集めたケースや、幅広い年代の方々に楽しみながら節句の豆知識や戸田の風習について学べるミニコーナーを設ける。

会 期

令和8年4月21日（火）～5月6日（水）【14日間】
※期間中休館日：4月27日（月）、30日（木）

会 場

郷土博物館 3階特別展示室前ロビー・1階エントランス

近隣学校連携展示

「戸田かけはし高等特別支援学校 令和8年美術作品展」

内 容

郷土博物館では近隣の埼玉県立戸田かけはし高等特別支援学校の協力を得て、同校生徒の制作によるアート作品の展示を開催している。

今回は、『竹取物語』に登場する「蓬莱の玉の枝」をモチーフに生徒たちが制作した作品の展示を行い、来館者が気軽にアートに触れられる機会を提供する。

会 期

令和8年7月18日（土）から8月30日（日）まで【40日間】
※期間中休館日：7月27日（月）、31日（金）、8月10日（月）、24日（月）

会 場

郷土博物館 3階特別展示室

協 力

埼玉県立戸田かけはし高等特別支援学校

秋季展示会

市制施行60周年

第33回企画展「戸田市のあゆみ～市制60年をむかえて～」

内 容

2026（令和8）年10月1日、戸田市は市制施行60年を迎える。戸田市は、荒川下流域の低湿地帯にあり、現在でこそ交通に便もよくマンションや倉庫が多く立ち並ぶ街だが、古くは荒川での漁撈や渡船、農業等を行っていた。江戸時代にあった6か村（上戸田村・下戸田村・新曽村・惣右衛門村・下笹目村・美女木村）は、1889（明治22）年の町村合併によって戸田村、笹目村、美谷本村の3村へ、戦前は戸田町・美笹村、1957（昭和32）年に戸田町となり、1966（昭和41）年埼玉県で24番目の市となる戸田市が誕生した。

本展示では、戸田市の変遷や、2016（平成28）年以降に受け入れた資料を中心に、ここ10年間に起こった特徴的なできごとである新型コロナウイルス感染症の流行、東京2020オリンピック開催における戸田市の取り組み等を見ていく。

会 期

令和8年10月1日（木）～11月15日（日）【44日間】

※期間中休館日：10月26日（月）、11月9日（月）

会 場

郷土博物館 3階特別展示室

関連事業

企画展「戸田市のあゆみ」展示解説

日程：令和8年11月8日（日）午後2時～午後2時40分

会場：郷土博物館 3階特別展示室

講師：当館学芸員

費用：無料

対象：どなたでも

昔のくらし展

第25回昔のくらし展「たんけん 昔のくらし」

内 容

「電気・ガス・水道」という今の生活には欠かせないものがなかった頃、人々は自然の力を巧みに利用して道具を作り、工夫して生活をしていた。その道具は、現在では見かけなくなったものが増えたが、現在使われている電化製品等のもとして改めて見ると、新しい発見があるかもしれない。そうしたことを踏まえ、本展示では、電化以前の道具と初期電化製品との比較、土間や茶の間等の住居の再現、写真パネルをとおして、主に昭和の人々のくらしの変化と戸田の町並みの移り変わりを紹介する。

会 期

令和9年1月16日（土）～3月7日（日）【48日間】

※期間中休館日：1月25日（月）、2月8日（月）、22日（月）

会 場

郷土博物館 3階特別展示室

関連事業

子ども体験ひろば「昔の道具を使ってみよう①～いなほがお米になるまで～」

日程：令和9年2月14日（日）午前10時～午前11時30分

会場：郷土博物館 3階講座室

講師：当館学芸員

費用：保険料

対象・定員：市内在住の小・中学生 10名

子ども体験ひろば「昔の道具を使ってみよう②～する道具・つむぐ道具～」

日程：令和9年2月28日（日）午前10時～午前11時30分

会場：郷土博物館 3階講座室

講師：当館学芸員

費用：保険料

対象・定員：市内在住の小・中学生 15名

昔のくらし展展示解説

時期：令和9年2月28日（日）午後2時～午後2時30分

会場：郷土博物館 3階特別展示室

講師：当館学芸員

費用：無料

対象：どなたでも

小学3年生博物館授業（人々のくらしのうつりかわり）

内容：地域の人々の生活について、家屋、道具等の移り変わりを中心に調べ、大きく変化してきたことを理解するとともに、地域の文化や年中行事に関心を持てるよう支援する。

期間：令和9年1月下旬～2月

会場：郷土博物館 3階特別展示室・講座室・常設展示室

講師：当館学芸員、郷土博物館ボランティア

対象：市内小学3年生（全12校）

ロビー展**「桃の節句」****内 容**

3月3日の「ひなまつり」は、別名「桃の節句」ともいい、古くから女の子の健やかな成長と幸せを願って行われてきた年中行事である。そこで、「ひなまつり」の期間に合わせて、江戸後期から昭和までの雛人形や浮世人形を紹介する。

会 期

令和9年2月20日（土）～3月7日（日）【15日間】

※期間中休館日：2月22日（月）

会 場

郷土博物館 1階エントランス

● 教育普及事業 ●

郷土博物館講座

小・中学生対象「子ども体験ひろば」

講座名	開催月日	定員	講座名	開催月日	定員
火おこしにちょうせん！	6/21 ①AM・②PM	①10組 ②10人	昔の道具を使ってみよう① ～いなほがお米になるまで～	R9. 2/14	10人
まが玉を作ってみよう！	8/23	15人	昔の道具を使ってみよう② ～すりつぶす道具・つむぐ道具～	R9. 2/28	15人
アンギンでコースターを作ろう！	10/18	10人			

子供・一般対象

講座名	開催月日	定員	講座名	開催月日	定員
古民家おはなし会（2部制）	11月 ①AM・②PM	各回 15人			

一般対象

講座名	開催月日	定員	講座名	開催月日	定員
企画展「戸田市のあゆみ」展示解説	11/8	—	昔のくらし展展示解説	R9. 2/28	—

文化財講座

一般対象「文化財講座」

講座名	開催月日	定員
戸田の文化財に関する講座（内容未定） 〔市民大学講座〕 〔オンデマンド配信予定〕	11月（予定）	会場 22人

アーカイブズ・センター講座

一般対象「アーカイブズ・セミナー」

講座名	開催月日	定員
戸田の歴史に関する講座（内容未定） 〔市民大学講座〕	12月（予定）	22人

彩湖自然学習センター講座

一般対象講座

講座名	開催月日	定員	講座名	開催月日	定員
彩湖でいきものさがし	6/7	20人	ダンボールドームのプラネタリウム	11/29	10人 2回
ダンボールドームのプラネタリウム	7/5	10人 2回	木の実を使ったリースづくり	12/13	10組
昆虫標本をつくろう	7/29	10人	和風をつくろう	12/26	10組
夜のいきものたち	8/8	20人	竹を使ったものづくり	R9.2/14	20人
彩湖でお月見	10/24	20人	荒川（彩湖）について学ぼう	R9.3/14	20人

一般対象講座「市民大学認定講座」

講座名	開催月日	定員	講座名	開催月日	定員
昆虫をさがそう：春	4/26	10人	彩湖周辺の野鳥観察②	11/15	20人
植物ウォッチングにでかけよう：初夏	5/10	20人	外来種の昆虫について学ぼう	11/21	10人
彩湖周辺の自然観察とカヌー体験①	5/16	10人	彩湖の自然を撮ろう（初級編）	11/23	10人
彩湖周辺の野鳥観察①	5/24	20人	彩湖周辺の野鳥観察③	12/20	20人
彩湖を描こう（淡彩スケッチ）	5/31	10人	彩湖周辺の野鳥観察④	R9.1/10	20人
昆虫ウォッチング：夏	7/12	20人	星空観察会：冬の星空	R9.1/16	20人
星空観察会：夏の星空	8/22	20人	野鳥を見よう①	R9.1/23	10人
彩湖周辺の自然観察とカヌー体験②	10/3	10人	彩湖周辺の野鳥観察⑤	R9.2/7	20人
植物ウォッチングにでかけよう：秋	10/31	20人	昆虫をさがそう：冬	R9.2/28	10人
昆虫ウォッチング：秋	11/7	20人	野鳥を見よう②	R9.3/7	10人

子供対象講座

講座名	開催月日	定員
はらっぱであそぼう	4/19	20人

子供対象講座「こども自然クラブ」

講座名	開催月日	定員	講座名	開催月日	定員
結団式、第1回	6/14	21人	第4回	12/19	21人
第2回	8/2	21人	第5回、解散式	R9.2/21	21人
第3回	10/18	21人			

親子対象講座

講座名	開催月日	定員
親子で宝さがしオリエンテーリング	11/14	20人

センター開放講座

講座名	開催月日	定員
彩湖☆わくわく 2Days	7/25・26	—

● 博学連携事業 ●

郷土博物館博学連携事業

博学連携事業の名称	実施期間	実施予定
小学6年生郷土博物館授業（歴史学習）	5月	市内小学校6年生12校対象
小学3年生郷土博物館授業（人々のくらしのうつりかわり）	R9.1月下旬～2月	市内小学校3年生12校対象
博物館学芸員による出張・館内受入授業支援	4月～R9.3月	小・中学校の希望に応じて
学校への資料貸出	4月～R9.3月	小・中学校の希望に応じて
戸田市小・中学校初任者教員施設体験研修	8/18	半日（午後）
小学校5年経験者研修（社会貢献活動研修）	未定	小・中学校の希望に応じて
中学生社会体験チャレンジ事業・職場体験研修	11/10～11/12	3日間／1校、受入人数3名
大学学芸員課程 博物館実習	8/3～8/7	5日間、受入人数3名

彩湖自然学習センター博学連携事業

博学連携事業の名称	実施期間	実施予定
彩湖サイエンスサポートプログラム	4月～R9.3月	小中学校の希望に応じて
中学生社会体験チャレンジ事業・職場体験研修	7月～R9.2月	中学校の希望に応じて
小学3年生彩湖自然学習センター授業（自然体験学習）	8月～10月	市内小学校3年生12校対象
彩湖自然学習センター活用検討委員会	未定	未定

彩湖自然学習センターその他の連携事業

- ・ 笹目コミュニティセンター（コンパル）パネル展の開催（5/30～6/12）
- ・ 戸田市新曽南多世代交流館（さくらパル）パネル展の開催（6/13～6/26）
- ・ 上戸田地域交流センター（あいパル）パネル展の開催（7/1～7/17）

● 文化財保護事業 ●

1 文化財の保存・活用

市内の文化財の所在調査を進め、新たな文化財の発見や指定に努めるとともに、既指定文化財の現状調査を実施し、基礎資料を整え、適切な保存修理・保護活用・管理を行う。

- ①指定文化財の調査
- ②文化財の普及・活用
- ③文化財の保存管理
- ④文化財の標柱・案内板の設置と修繕
- ⑤指定文化財所有者等への補助金の交付
- ⑥指定文化財の修理等に対する補助金の交付
- ⑦文化財に関する講座の開催

2 埋蔵文化財保護・発掘調査・活用

周知の埋蔵文化財包蔵地等における開発事業地内の遺跡の所在及び範囲を確認するために調査を行う。

また、開発事業により埋蔵文化財の破壊が避けられない場合は、発掘調査を行い記録保存の措置を講じる。

- ①試掘・範囲確認調査
- ②発掘調査
- ③埋蔵文化財の整理・発掘調査報告書の刊行
南原遺跡第8次、鍛冶谷・新田口遺跡第13次、上戸田本村遺跡第8・9次、南原遺跡第16・17次発掘調査報告書の作成・刊行を予定
- ④埋蔵文化財の再整理
過去に発掘した遺物のデータベース化

3 民俗芸能の振興

市内の無形民俗文化財の衰退を防ぎ、民俗芸能に対する市民の理解を深めるため、一般公開の機会等について周知を図るとともに保存団体の伝習状況を把握し、今後の振興事業について検討する。

4 戸田市文化財保護審議会の開催

文化財の調査、保存及び活用に関する諮問機関である戸田市文化財保護審議会を開催する。

No.	氏 名	選 出 区 分
1	渡 邊 昭 彦	学識経験者
2	佐 藤 勝 巳	学識経験者
3	堀 江 清 隆	学識経験者
4	福 田 聖	学識経験者
5	駒 崎 有 紀	学識経験者

文化財保護審議会は、戸田市文化財保護条例第4条に基づく諮問機関で戸田市教育委員会が委嘱する。
市の区域内に所在する文化財の調査、保存及び活用に関し、教育委員会の諮問に応じて審議し、かつ、これらの事項に関し、必要と認める事項を建議する。
定員は5名以内で、任期は2年

● アーカイブズ・センター事業 ●

年間を通して、古文書史料の修補、古写真の整理・デジタル化へ向けてのデータ化、新聞資料の整理・入力、地図資料の整理、戸田市の行政刊行物の収集・整理・保存、資料閲覧請求に基づく公開等を実施。

令和7年度に引き続き、市史編さん室時代に刊行された目録掲載の文書を、個人情報の観点から専門家に依頼して総点検を実施。

戸田市史調査報告書第27集戸田市関係新聞記事索引（令和Ⅱ）を刊行予定。

令和8年12月にアーカイブズ・セミナーを開催予定。

参 考

参 考

戸田市立郷土博物館条例は、令和2年4月1日に戸田市立図書館が指定管理者による管理となったため、同日から施行される条例へ改正された。

● 戸田市立郷土博物館条例 ●

昭和58年3月28日
条例第4号

(設置)

第1条 市民の教育、学術及び文化の発展に寄与するため、戸田市立郷土博物館（以下「郷土博物館」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 郷土博物館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	戸田市立郷土博物館
位置	戸田市大字新曽1707番地

2 郷土博物館に、次の分館を置く。

名称	彩湖自然学習センター
位置	戸田市大字内谷2887番地

(管理)

第3条 郷土博物館は、戸田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管理する。

(事業)

第4条 郷土博物館は、博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）第3条に掲げる事業及び教育委員会が必要と認める事業を行う。

(職員)

第5条 郷土博物館に、館長その他必要な職員を置く。

(休館日)

第6条 郷土博物館の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 毎月の第2月曜日、第4月曜日及び第5月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「休日」という。）である場合を除く。）
- (2) 1月1日から同月4日まで及び12月29日から同月31日まで
- (3) 館内整理日（毎月末日。ただし、その日が日曜日、土曜日又は休日である場合を除く。）
- (4) 特別整理期間（毎年1回15日以内）
- (5) その他教育委員会が必要と認めた日

(入館料等)

第7条 郷土博物館の入館料及び施設使用料は、無料とする。ただし、郷土博物館が期間を定めて特別の資料を展示した場合においては、教育委員会は別に入館料の額を定め、これを徴収することができる。

2 前項ただし書きに規定する入館料は、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、減額又は免除することができる。

(損害賠償)

第8条 郷土博物館資料（法第3条第1項第1号に掲げる博物館資料をいう。）若しくは設備、器具等を破損、汚損又は紛失した者は、相当の代価をもって賠償しなければならない。ただし、教育委員会がやむを得ない理由があると認めたときは、この限りでない。

(博物館協議会)

第9条 法第23条第1項に基づき、郷土博物館に戸田市立郷土博物館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校教育及び社会教育の関係者
- (2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (3) 学識経験のある者
- (4) 公募による市民

3 委員の定数は、10人以内とする。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任を妨げない。

(委任)

第10条 この条例施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則 (昭和63年条例第4号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成8年条例第25号)

この条例は、平成9年6月1日から施行する。

附 則 (平成13年条例第19号)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年条例第34号)

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

附 則 (平成21年条例第19号)

この条例は、平成21年9月1日から施行する。

附 則 (令和元年条例第22号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則 (令和5年条例第10号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

● 戸田市立郷土博物館条例施行規則 ●

昭和58年3月28日
教委規則第4号

改正 令和2年3月31日教委規則第6号

(趣旨)

第1条 この規則は、戸田市立郷土博物館条例（昭和58年条例第4号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(事業)

第2条 戸田市立郷土博物館（以下「郷土博物館」という。）は、博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）第3条の規定により次の事業を行う。

- (1) 郷土博物館資料（法第3条第1項第1号に規定する博物館資料をいう。以下同じ。）の収集、保存及び展示に関すること。
- (2) 郷土博物館資料に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）を作成し、公開すること。
- (3) 郷土博物館資料の利用に係る説明、助言及び指導に関すること。
- (4) 郷土博物館資料の専門的又は技術的な調査研究に関すること。
- (5) 郷土博物館資料の解説書、目録、図録、研究報告等に関すること。
- (6) 市史の頒布及び管理に関すること。
- (7) 特別展示、講演会、講習会等の開催に関すること。
- (8) 学芸員その他の郷土博物館の事業に従事する人材の養成及び研修を行うこと。
- (9) 条例第9条に規定する戸田市立郷土博物館協議会（以下「協議会」という。）に関すること。
- (10) 他の博物館、図書館、学校その他の関係機関及び団体との協力に関すること。

(職員)

第3条 郷土博物館に館長（郷土博物館において、戸田市行政組織規則（平成17年規則第7号）第12条に規定する課長と同一の職務を行う者をいう。以下同じ。）、学芸員の資格を有する職員その他必要な職員を置く。

- 2 郷土博物館に主幹、指導主事、副主幹、主査、主任その他必要な職員を置くことができる。
- 3 主幹、副主幹、主査及び主任の基本的な職務は、戸田市行政組織規則第13条から第16条までの規定を準用する。
- 4 指導主事の基本的な職務は、戸田市教育委員会事務局組織規則（昭和48年教育委員会規則第5号）第4条第10項の規定を準用する。

(開館時間)

第4条 郷土博物館の開館時間は、午前10時から午後4時30分までとする。ただし、戸田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認めたときは、これを変更することができる。

(入館の制限)

第5条 この規則又は館長の指示に従わない者に対して、館長は、入館を禁止し、又は退館させることができる。

(特別展示室等の使用)

第6条 特別展示室、講座室及び彩湖自然学習センター学習室（以下「特別展示室等」という。）は、郷土博物館の目的に沿った展示会、研究会等の使用に供することができる。

- 2 特別展示室等を使用することができるものは、市内の学校、社会教育関係団体又はこれに準ずる団体とする。
- 3 特別展示室等を使用しようとするものは、戸田市立郷土博物館使用許可申請書（第1号様式）を教育委員会に提出し、許可を受けなければならない。
- 4 教育委員会は、前項の規定による申請を許可したときは、戸田市立郷土博物館使用許可書（第2号様式）を申請者に交付するものとする。

(使用許可事項の変更)

第7条 前条第4項の規定により許可されたもの（以下「使用者」という。）が同項の規定により許可された事項を変更しようとするときは、速やかに戸田市立郷土博物館使用変更許可申請書（第3号様式）を教育委員会に提出しなければならない。

- 2 教育委員会は、許可事項の変更を許可したときは、戸田市立郷土博物館使用変更許可書（第4号様式）を使用者に交付するものとする。

(使用許可の取消し等)

第8条 教育委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、その使用を停止し、又は使用の許可を取り消すことができる。

- (1) この規則に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により使用の許可を受けたとき。
- (3) 使用許可の条件又は職員の指示に従わないとき。
- (4) その他管理運営上特に必要があるとき。

(原状回復の義務)

第9条 使用者は、特別展示室等の使用を終了したときは、速やかに当該施設等を原状に復さなければならない。使用の停止を受けたときも同様とする。

(遵守事項)

第10条 郷土博物館への入館者及び使用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 施設、設備、展示品等を破損し、又は汚損しないこと。
- (2) 所定の場所以外において火気を使用しないこと。
- (3) 許可を受けずに展示品の模写又は撮影をしないこと。
- (4) 許可を受けずに募金若しくは図録の販売又はこれに類する行為をしないこと。
- (5) 前各号に定めるもののほか、郷土博物館の管理運営上必要な指示に反する行為をしないこと。

(郷土博物館資料の館内利用)

第11条 学術上の研究のため郷土博物館資料を館内で利用しようとするものは、館内資料利用許可申請書(第5号様式)を教育委員会に提出し、館内資料利用許可書(第6号様式)の交付を受けなければならない。

(郷土博物館資料の館外貸出し)

第12条 他の博物館、図書館、学校その他教育委員会が適当と認めたものは、郷土博物館資料の館外貸出しを受けることができる。

- 2 郷土博物館資料の館外貸出しを受けようとするものは、館外資料貸出許可申請書(第7号様式)を教育委員会に提出し、館外資料貸出許可書(第8号様式)の交付を受けなければならない。
- 3 郷土博物館資料の館外貸出期間は、30日以内とする。ただし、特に必要があると認めるときは、これを延長することができる。

(資料の寄贈及び寄託)

第13条 郷土博物館は、資料の寄贈及び寄託を受けることができる。

- 2 資料を寄贈しようとするものは、資料寄贈申請書(第9号様式)を、資料を寄託しようとするものは、資料寄託申請書(第10号様式)を教育委員会に提出するものとする。
- 3 郷土博物館が資料の寄贈を受けると決定したときは、資料受領書(第11号様式)を、資料の寄託を受けると決定したときは、資料受託書(第12号様式)を申請者に対して交付するものとする。
- 4 寄託を受けた資料(以下「寄託資料」という。)は、郷土博物館資料と同様の取扱いをするものとする。ただし、その館外貸出しについては、寄託者の承認を得なければならない。
- 5 郷土博物館は、不可抗力による寄託資料の損害に対しては、その責めを負わないものとする。

(彩湖自然学習センターの事業)

第14条 条例第2条第2項の彩湖自然学習センター(以下「センター」という。)は、次の事業を行う。

- (1) 郷土博物館資料のうちセンターに係る資料(以下「センター資料」という。)の収集、保存及び展示に関すること。
- (2) センター資料に係る電磁的記録を作成し、公開すること。
- (3) センター資料の利用に係る説明、助言及び指導に関すること。
- (4) センター資料の専門的又は技術的な調査研究に関すること。
- (5) センター資料の解説書、目録、図録、研究報告等に関すること。
- (6) センターの特別展示、講演会、講習会等の開催に関すること。
- (7) センターの事業に従事する人材の養成及び研修を行うこと。
- (8) 国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所との連絡調整に関すること。
- (9) 他の博物館、図書館、学校その他の関係機関及び団体との協力に関すること。

(協議会の構成)

第15条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選による。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(協議会の会議)

第16条 会長は、協議会の会議（以下「会議」という。）を招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(書面等による審議)

第16条の2 前条第1項の規定にかかわらず、会長は、やむを得ない理由により会議を招集することができない場合において、必要があると認めたときは、書面その他の方法により審議を行うことができる。

2 前項の審議を行う場合は、前条第2項中「出席し」とあるのは「参加し」と、同条第3項中「出席委員」とあるのは「書面その他の方法による審議に参加した委員」と、同条第4項中「会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、」とあるのは「書面その他の方法により意見若しくは説明」と読み替えるものとする。

(その他)

第17条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則（昭和61年教委規則第9号）

この規則は、昭和61年7月1日から施行する。

附 則（昭和62年教委規則第3号）

この規則は、昭和62年8月1日から施行する。

附 則（平成元年教委規則第5号）

(施行期日)

1 この規則は、平成元年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則施行の際、この規則による改正前の各規則に基づき、既に印刷済みの帳票については、当分の間、使用できるものとする。

3 前項の場合において、この規則により押印欄を廃止されたものについては、押印を省略することができる。

附 則（平成5年教委規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成7年教委規則第3号）

この規則は、平成7年5月1日から施行する。

附 則（平成8年教委規則第9号）

この規則は、平成9年6月1日から施行する。

附 則（平成9年教委規則第3号）

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成10年教委規則第4号）抄

(施行期日)

1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成13年教委規則第2号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年教委規則第4号）

(施行期日)

1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則施行の際、この規則による改正前の戸田市立郷土博物館設置及び管理条例施行規則の規定による様式で、既に印刷済みの帳票については、当分の間、使用できるものとする。この場合において、この規則により押印欄を廃止されたものについては、押印を省略することができるものとする。

附 則（平成17年教委規則第1号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年教委規則第10号）

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成21年教委規則第5号）

この規則は、平成21年9月1日から施行する。

附 則（平成25年教委規則第4号）

この規則は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の戸田市教育委員会事務局組織規則の規定、第2条の規定による改正後の戸田市立学校給食センター設置及び管理条例施行規則の規定、第3条の規定による改正後の戸田市立教育センター条例施行規則の規定、第4条の規定による改正後の戸田市公民館条例施行規則の規定、第5条の規定による改正後の戸田市立図書館条例施行規則の規定及び第6条の規定による改正後の戸田市立郷土博物館条例施行規則の規定は、平成25年4月1日から適用する。

附 則（平成28年教委規則第1号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、現に印刷されている第3条の規定による改正前の戸田市立郷土博物館条例施行規則に規定する様式については、当分の間、取り繕って使用することができるものとする。

附 則（平成30年教委規則第5号）

（施行期日）

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に印刷されている改正前の戸田市立郷土博物館条例施行規則に規定する様式は、当分の間、取り繕って使用することができるものとする。

附 則（令和2年教委規則第6号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年教委規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年教委規則第1号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

● 戸田市文化財保護条例 ●

昭和42年3月30日

条例第13号

改正 昭和51年9月21日条例第35号

平成17年3月30日条例第10号

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）第182条第2項の規定により、戸田市（以下「市」という。）の区域内に所在する文化財を保存し、かつ、その活用を図るとともに、市民生活の向上に資し、もって文化の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 文化財 次号から第5号までに掲げるものをいう。
- (2) 有形文化財 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で、市にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料をいう。
- (3) 無形文化財 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で市にとって歴史上又は芸術上価値の高いものをいう。
- (4) 民俗文化財 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で、市民の生活の推移の理解のため欠くことのできないものをいう。
- (5) 記念物 貝塚、古墳、城跡、旧宅その他の遺跡で、市にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁その他の名勝地で市にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然現象の生じている土地を含む。）で市にとって学術上価値の高いものをいう。

(市民、所有者等の心構え)

第3条 市民は、市がこの条例の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。

- 2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともにできるだけこれを公開する等その文化的活用努めなければならない。
- 3 戸田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、この条例の執行に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、文化財の保護と他の公益との調整に留意しなければならない。

第2章 文化財保護審議会

(文化財保護審議会)

第4条 市の区域内に所在する文化財の調査、保存及び活用に関し、教育委員会の諮問に応じて審議し、かつ、これらの事項に関し、必要と認める事項を建議するため、戸田市文化財保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、委員5人以内で組織し、文化財に関し学識経験を有する者のうちから、教育委員会が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 前3項に定めるもののほか審議会に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

第3章 指定

(指定)

第5条 教育委員会は、市の区域内にある文化財のうち、法又は埼玉県文化財保護条例（昭和30年埼玉県条例第46号）の指定を受けた文化財以外のもので、市にとって特に重要なものを第2条第2号から第5号までの区分に応じ、市指定有形文化財、市指定無形文化財、市指定民俗文化財及び市指定記念物（以下「市指定文化財」という。）に指定することができる。

- 2 前項の規定による指定をするときは、教育委員会は、あらかじめ指定しようとする文化財の所有者及び権原に基づく占有者（以下「所有者等」という。）又は保持者（無形文化財の保存に当たっている者をいう。以下同じ。）若しくは保持団体（無形文化財を保持する者が主たる構成員となっている団体で代表者の定めのあるものをいう。以下同じ。）の代表者（以下「保持者等」という。）の同意を得なければならない。ただし、所有者等が判明しない場合は、この限りでない。

- 3 教育委員会は、第1項の規定により市指定無形文化財を指定するに当たっては、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体を認定しなければならない。
- 4 第1項の規定による指定又は前項の規定による認定をするときは、教育委員会は、あらかじめ審議会に諮問しなければならない。

(解除)

- 第6条 前条第1項の規定により指定された市指定文化財がその価値を失ったとき、又は市の区域外に移ったときは、その指定を解除することができる。
- 2 保持者が死亡したときは、保持者の認定は解除されたものとし、保持者のすべてが死亡したときは、市指定無形文化財の指定は解除されたものとする。
 - 3 市指定文化財が文化財保護法又は埼玉県文化財保護条例（昭和30年埼玉県条例第46号）に基づいて指定を受けたときは、市の指定は解除されたものとする。
 - 4 前3項に規定するもののほか、教育委員会が市の指定を解除することが適当と認める事由のあるときは、その指定を解除することができる。

(告示、通知及び指定書等の交付)

- 第7条 第5条の指定又は前条の指定の解除をしたときは、教育委員会はその旨を告示し、所有者等又は保持者等に通知しなければならない。
- 2 指定又は指定の解除は、前項の規定による告示があった日からその効力を生ずる。
 - 3 教育委員会は、第5条第1項の規定による指定をしたときは、当該市指定文化財（市指定無形文化財を除く。）の所有者に指定書を交付しなければならない。
 - 4 教育委員会は、第5条第3項の規定による認定をしたときは、当該市指定無形文化財の保持者等に認定書を交付しなければならない。

第4章 管理

(所有者の管理義務及び管理責任者)

- 第8条 市指定文化財の所有者又は保持者等は、この条例並びにこれに基づく教育委員会規則及び教育委員会の指示に従い、市指定文化財を管理しなければならない。
- 2 市指定文化財（市指定無形文化財を除く。以下この条において同じ。）の所有者は、特別の事情があるときは、専ら自己に代わり当該市指定文化財の管理の責めに任ずべき者（以下「管理責任者」という。）を選任することができる。この場合においては、当該所有者は、速やかに教育委員会にその旨を書面で届け出なければならない。
 - 3 管理責任者には、第1項の規定を準用する。
 - 4 教育委員会は、市指定文化財について所有者が判明しない場合又は所有者による管理が困難若しくは不適当と認められる場合は、所有者（所有者が判明しない場合を除く。）の同意を得て適当な管理団体を指定し、又は自ら管理団体となってこれを管理することができる。
 - 5 管理団体が行う管理に要する費用は、管理団体の負担とする。

(管理、修理又は保存に関する勧告等)

- 第9条 教育委員会は、市指定文化財（市指定無形文化財を除く。以下この条において同じ。）の管理が適当でないため、当該市指定文化財が滅失し、き損し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存のための施設の設置その他管理に関し必要な措置を勧告することができる。
- 2 教育委員会は、市指定文化財がき損している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、所有者に対し、その修理について必要な勧告をすることができる。
 - 3 教育委員会は、市指定無形文化財の保持者等その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、当該市指定無形文化財の保存のため必要な助言又は勧告をすることができる。
 - 4 前3項の規定による勧告又は助言に基づいてする措置又は修理のために要する費用は、予算の範囲内でその全部又は一部を市の負担とすることができる。
 - 5 前項の規定により市が費用の全部又は一部を負担する場合は、第12条第2項の規定を準用する。

(現状変更)

- 第10条 所有者又は保持者等が市指定文化財の現状の変更又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。

(届出事項)

- 第11条 市指定文化財の所有者、管理責任者又は保持者等は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに教育委員会に届け出なければならない。

(1) 市指定文化財（市指定無形文化財を除く。）の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失

し、若しくは盗みとられたとき。

(2) 市指定文化財の所在場所を変更したとき。

(3) 市指定文化財の所有者又は保持者の氏名、名称又は住所を変更したとき。

(4) 市指定文化財を修理又は復旧しようとするとき。

(管理又は修理等の補助)

第12条 市指定文化財の管理、修理又は復旧について、多額の経費を要する場合その他特別の事情があるときには、市は所有者又は保持者等に対し予算の範囲内で補助金を交付することができる。

2 前項の補助金を交付する場合には、教育委員会はその補助の条件として管理、修理又は復旧に関し必要な事項を指示するとともに、必要があると認めたときは、指揮監督することができる。

3 この条例に違反して所有者が市指定文化財（市指定文化財を除く。）を譲渡したときは、既に交付した補助金の全部又は一部を市に返還させることができる。

(譲渡の承認)

第13条 市指定文化財の所有者が市指定文化財を譲渡しようとするときは、教育委員会の承認を受けなければならない。

第5章 雑則

(公開)

第14条 教育委員会は、市指定文化財の所有者又は保持者等に対して市の行う公開の用に供するため市指定文化財の公開を勧告することができる。

2 前項の規定による公開のために要する経費は、予算の範囲内でその全部又は一部を市の負担とすることができる。

3 市指定文化財の所有者又は保持者等は、第三者が行う公開の用に供するため当該市指定文化財を公開するときは、教育委員会の承認を受けなければならない。

4 教育委員会は、第1項の規定により市指定文化財が公開されたときは、その職員のうちから管理の責めに任ずべき者を定めなければならない。

5 第1項の規定により市指定文化財（市指定無形文化財を除く。以下この項において同じ。）を公開したことに起因して、当該市指定文化財が滅失し、又はき損したときは、市は、その所有者に対しその通常生ずべき損失を補償する。ただし、所有者の責めに帰すべき事由又は天災等により滅失、若しくはき損した場合は、この限りでない。

(調査及び報告)

第15条 教育委員会は、必要があると認めたときは、所有者又は保持者等の同意を得てその文化財を調査し、記録を作成し、又はこれを保存させることができる。

2 教育委員会は、必要があるときは所有者又は保持者等に対し市指定文化財の現状又は管理等の状況について報告を求めることができる。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和51年条例第35号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年条例第10号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

● 戸田市文化財保護条例施行規則 ●

平成17年3月31日
教委規則第3号

改正 令和3年3月31日教委規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、戸田市文化財保護条例(昭和42年条例第13号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審議会)

第2条 審議会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者に対し会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(書面等による審議)

第3条の2 前条第1項の規定にかかわらず、委員長は、やむを得ない理由により会議を招集することができない場合において、必要があると認めたときは、書面その他の方法により審議を行うことができる。

2 前項の審議を行う場合は、前条第2項中「出席し」とあるのは「参加し」と、同条第3項中「出席委員」とあるのは「書面その他の方法による審議に参加した委員」と、同条第4項中「会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、」とあるのは「書面その他の方法により意見若しくは説明」と読み替えるものとする。

(指定同意書)

第4条 条例第5条第2項の規定による指定の同意は、戸田市指定文化財指定同意書(第1号様式)によるものとする。

(認定通知書)

第5条 条例第5条第3項の規定による認定は、戸田市指定文化財保持者・保持団体認定通知書(第2号様式)によるものとする。

(指定及び解除の通知書)

第6条 条例第7条第1項の規定による指定の通知は、戸田市指定文化財指定通知書(第3号様式)によるものとする。

2 条例第7条第1項の規定による指定の解除の通知は、戸田市指定文化財指定解除通知書(第4号様式)によるものとする。

(指定書及び認定書)

第7条 条例第7条第3項の指定書は、第5号様式のとおりとする。

2 条例第7条第4項の認定書は、第6号様式のとおりとする。

(指定書等の再交付)

第8条 前条の指定書又は認定書を亡失し、又は破損したときは、戸田市指定文化財指定書(認定書)再交付申請書(第7号様式)により、教育委員会に再交付を申請しなければならない。

(台帳)

第9条 教育委員会は、市指定文化財について条例第5条第1項の規定による指定を行ったときは、戸田市指定文化財台帳に記録し、それを常備しておくものとする。

(管理責任者選任届)

第10条 条例第8条第2項の規定による届出は、戸田市指定文化財管理責任者選任届(第8号様式)によるものとする。

(現状変更の許可申請)

第11条 条例第10条の規定による許可を受けようとする者は、戸田市指定文化財現状変更許可申請書（第9号様式）を提出しなければならない。

（滅失届等）

第12条 条例第11条第1号の規定による届出は、戸田市指定文化財滅失（き損、亡失、盗難）届（第10号様式）によるものとする。

2 条例第11条第2号の規定による届出は、戸田市指定文化財所在場所変更届（第11号様式）によるものとする。

3 条例第11条第3号の規定による届出は、戸田市指定文化財の所有者（管理責任者、保持者等）、氏名（名称）、住所変更届（第12号様式）によるものとする。

4 条例第11条第4号の規定による届出は、戸田市指定文化財修理（復旧）届（第13号様式）によるものとする。

（譲渡承認願書）

第13条 条例第13条の規定により譲渡の承認を受けようとするときは、戸田市指定文化財譲渡承認願書（第14号様式）によるものとする。

（公開の経費）

第14条 条例第14条第2項に規定する経費に係る範囲は、次に掲げるものとする。

- (1) 荷造費及び運送費
- (2) 施設及び設備に要する経費並びに警備費
- (3) 教育委員会が必要と認めた保険料

（公開承認願書）

第15条 条例第14条第3項の規定による公開の承認を受けようとするときは、戸田市指定文化財公開承認願書（第15号様式）によるものとする。

（損失補償請求書）

第16条 条例第14条第5項の規定により損失の補償を請求しようとするときは、戸田市指定文化財損失補償請求書（第16号様式）によるものとする。

2 教育委員会は、前項の規定による請求があったときは、審査の上補償を行うか否かを決定し、速やかにその可否を通知するものとする。

（補償の基準）

第17条 前条に規定する補償の額の決定は、次の基準により行うものとする。

- (1) 市指定文化財（市指定無形文化財を除く。以下この条において同じ。）が滅失し、又は修理不可能となったときは、当該市指定文化財の時価に相当する金額
 - (2) 市指定文化財がき損したときは、当該市指定文化財のき損の箇所の修理のために必要と認められる経費に相当する金額
- （その他）

第18条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（令和3年教委規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

● 指定文化財一覧 ●

令和8年4月1日現在

(1) 埼玉県指定文化財及び埼玉県選定重要遺跡

No.	種 別	名 称	員 数	指定年月日	番号
1	工芸品	美女木八幡社銅鐘	1口	昭39.3.27	1
2	書 跡	日蓮上人墨跡及び日向記	1括	昭29.3.4	2
3	有形民俗文化財	荒川水系戸田周辺の漁撈用具	586点	平18.3.17	3
4	埼玉県選定重要遺跡	鍛冶谷・新田口遺跡		昭51.10.1	4

(2) 戸田市指定文化財

No.	種 別	名 称	員 数	指定年月日	番号
1	絵 画	常福寺当麻曼荼羅	1幅	昭49.3.30	5
2	〃	妙巖寺涅槃図	〃	平元.3.16	6
3	〃	妙巖寺三十六歌仙絵額	5面	平2.5.8	7
4	彫 刻	観音寺千体仏	千軀	昭49.3.30	8
5	〃	笹目神社神馬	1対	昭56.4.10	9
6	古 文 書	武内家文書	445点	昭44.4.10	10
7	〃	秋元家文書	2,092点	昭57.7.1	11
8	〃	萩原家文書	1括	昭60.5.1	12
9	〃	栗原家文書	〃	昭63.3.17	13
10	〃	篠家文書	〃	平2.5.8	14
11	歴 史 資 料	建長の板碑	1基	昭44.4.10	15
12	〃	応永の板碑	〃	〃	16
13	〃	康正の板碑	〃	〃	17
14	〃	慶長の板碑	〃	〃	18
15	〃	明応の板碑	〃	〃	19
16	〃	文禄の石灯籠	2基	〃	20
17	〃	最上流和算額	1枚	〃	21
18	〃	寛正の板碑	1基	昭54.4.1	22
19	〃	文正の板碑	〃	〃	23
20	〃	名号塔	〃	昭60.5.1	24
21	〃	寛政の宝篋印塔	〃	昭63.3.17	25
22	〃	七条袈裟及び打敷	各1点	平2.5.8	26
23	〃	柳剛流岡田十内関係資料	8点	平20.3.19	27
24	〃	南原遺跡1号古墳出土男子埴輪頭部	1点	平21.3.19	28
25	〃	新曽沖内の馬頭観音像	1基	平28.1.28	29
26	〃	上戸田氷川神社の石及び旧羽黒山句碑・石造物	22基	令3.3.19	30
27	建 造 物	3代目戸田橋の親柱	1基	平26.2.13	31
28	有形民俗文化財	宝暦の庚申塔	1基	昭44.4.10	32
29	〃	千手観音供養図絵馬	1枚	昭56.10.1	33
30	〃	十六羅漢	1群	昭57.7.1	34
31	〃	庚申・月待石灯籠	1基	昭59.2.10	35
32	〃	早瀬庚申塔群	1群	昭60.2.1	36
33	〃	地藏菩薩座像	1軀	昭60.5.1	37
34	〃	妙巖寺絵馬群	1群	昭63.3.17	38
35	〃	川岸の獅子頭	2頭	平元.3.16	39
36	〃	平等寺石幢	1基	平9.2.18	40
37	〃	下戸田・旧高橋酒造の酒づくり用具	1,797点	平18.3.23	41
38	無形民俗文化財	下戸田ささら獅子舞		昭49.3.30	42
39	〃	沖内囃子		昭63.3.17	43
40	天 然 記 念 物	夫婦柿	1本	昭56.4.10	44
41	〃	うばゆり		平元.3.16	45

● 戸田市アーカイブズ・センター規程 ●

平成21年6月4日

戸田市教育長決裁

改正 平成26年8月19日

(趣旨)

第1条 この規程は、戸田市立郷土博物館条例施行規則（昭和58年教委規則第4号。以下「規則」という。）第17条の規定に基づき、戸田市アーカイブズ・センター（以下「センター」という。）の管理運営について、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 戸田市の歴史に関する文書その他の史料（以下「文書等」という。）の収集、保存及び管理を行うとともに、これらの活用を図るため、郷土博物館に属する施設として、館内にセンターを設置する。

(休館日)

第3条 センターの休館日は、戸田市立郷土博物館条例（以下「条例」という。）第6条の規定を準用する。

(利用時間)

第4条 センターの利用時間は、規則第2条の規定を準用する。ただし、午後0時から午後1時までは、センターを利用できないものとする。

(遵守事項及び館長の指示)

第5条 センターを利用する者は、この規程に従い、室内の秩序の保持に努めなければならない。

2 館長は、センターの秩序を乱し、若しくは乱すおそれのある者の入室を禁止し、又はその者に対して退室を命ずることができる。

(利用者登録)

第6条 センターで文書等を利用しようとする者は、利用登録申請書（第1号様式）を館長に提出するとともに、運転免許証、日本国旅券その他本人の確認をできるものを提示し、利用登録証（第2号様式）の交付を受けなければならない。

2 利用登録証の有効期限は、発行の日から1年とする。

3 利用登録証の交付を受けた者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 利用登録証を他人に譲渡し、若しくは貸与し、又は不正に使用しないこと。

(2) 利用登録証を紛失した場合、又は登録された事項に変更が生じた場合は、直ちにその旨を館長に届けること。

(3) 利用登録証の有効期間が経過した場合は、当該利用登録証を速やかに館長に返還すること。

(文書等の閲覧)

第7条 文書等を閲覧しようとするときは、利用登録証（第2号様式）を提示し、閲覧請求票（第3号様式）を館長に提出するとともに、職員の指示に従い、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 閲覧中は、閲覧利用証（第4号様式）を着衣に付けること。

(2) 筆記用具以外の携帯品はロッカーに収納し、閲覧室に持ち込まないこと。ただし、職員の許可を得たときは、閲覧のために必要最小限の物を持ち込むことができる。

(3) 筆記に際しては、鉛筆を使用し、インク等を使用しないこと。

(4) 文書等へ書き込みを行うなど汚損し、又は破損するような行為をしないこと。

(5) 閲覧場所以外の場所に文書等を持ち出さないこと。ただし、館長が特に場所を指定した場合はこの限りでない。

(6) 室内において、喫煙、飲食、雑談等をしないこと。

(7) 閲覧を終えた文書等は、受付カウンターに返却し、職員の確認を受けること。

2 同時に閲覧請求をすることができる文書等の点数は、1人1回につき3点以内とする。ただし、館長が必要と認めたときは、この限りでない。

(文書等の複写)

第8条 文書等を複写しようとするときは、規則第9条の規定に基づき必要な手続を行い、職員の指示に従うものとする。

(閲覧手続の特例)

第9条 他の博物館、図書館、学校その他館長が適当と認めたものが、文書等を室内で閲覧するときは、規則第

9条の規定を準用する。

(文書等の貸出し)

第10条 文書等の貸出しは行わないものとする。ただし、公益上必要があり、亡失又は損傷の防止に十分な配慮がなされていると館長が認めたときは、規則第10条の規定を準用することができる。

(行政利用)

第11条 戸田市職員が業務上、文書等を閲覧又は借覧しようとするときは、規則第9条又は第10条の規定を準用する。

(利用に供しない文書等)

第12条 文書等のうち、次に掲げるものは、館長が適当と認めた場合を除き、その全部又は一部を利用に供しないものとする。

- (1) 個人若しくは団体の秘密保持のため、又は公益上の理由により利用に供することが不適当なもの
- (2) 整理又は保存上支障があるもの
- (3) 寄贈又は寄託を受けた文書等の利用に関して、寄贈者又は寄託者が条件を付したもの
- (4) その他業務上支障のあるもの

(出版物等への掲載又は成果の発表)

第13条 文書等を出版物その他の媒体(以下「出版物等」という。)に掲載することの許可を申請する者は、複写物出版・掲載等許可申請書(第5号様式)を館長に提出するとともに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 資料原蔵者の承諾を事前に得た上で、その許可書を添付すること。
- (2) 申請した目的以外には、掲載しないこと。
- (3) 出版物等への掲載により著作権その他の問題が生じた場合は、全て申請者がその責任を負うこと。
- (4) 出版物等への掲載により第三者の人権・プライバシーを侵害することのないよう細心の注意を払うこと。
- (5) 出版物等への掲載をする場合は、戸田市立郷土博物館所蔵資料である旨を表示すること。
- (6) 当該出版物等を2部寄贈すること。

2 館長は、前項に規定する申請を許可するときは、複写物出版・掲載等許可書(第6号様式)を申請者に交付するものとする。

3 文書等を利用し発表しようとするときは、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 資料原蔵者の承諾を事前に得た上で、戸田市立郷土博物館所蔵資料である旨を表示すること。
- (2) 成果を発表した場合は、その出版物等を2部寄贈すること。

(相談)

第14条 利用者は、調査研究のために、文書等に関して相談を行うことができる。ただし、次に掲げるものの相談は受け付けないものとする。

- (1) 個人又は団体の秘密に関わることで、公表することが不適当なもの
- (2) 文書等の鑑定及び価格評価に関するもの
- (3) 懸賞問題等の回答に関するもの
- (4) 自説及び他者の学説等に対する検証・評価に関するもの
- (5) 回答に過大な調査を要し、センターの業務に支障を来すおそれのあるもの
- (6) その他館長が適当でないと判断するもの

(委任)

第15条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、あらかじめ教育長の承認を得て、館長が定める。

附 則

この規程は、平成21年6月4日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年8月19日から施行する。

● 戸田市郷土博物館ビジョン ●



戸田市郷土博物館ビジョン

※計画期間：
令和4年度～令和8年度**郷土博物館**
(彩湖自然学習センター)
を取り巻く現状と課題**郷土博物館**
(彩湖自然学習センター)
の目指す姿**郷土博物館**
(彩湖自然学習センター)
の目指す姿について

郷土博物館は「市民の教育、学術及び文化の発展に寄与する」ため、昭和59年に開館し、令和6年には開館40周年を迎えます。彩湖自然学習センターは、平成9年に郷土博物館の分館として彩湖のほとりに開館し、令和4年には開館25周年を迎えます。両館とも開館以来年数を重ねる中で、施設の利用環境改善や新たな来館者層の開拓が求められているほか、ポストコロナの時代における「博物館施設」として、進展著しいデジタル技術等を活用した新たな観覧方法・機会の充実や、積極的な情報発信への対応も求められています。

「知の拠点」として、あらゆる人に戸田の魅力を発信し続ける博物館

「博物館施設」の持つ4つの機能(①調査・研究、②収集・整理・保存、③展示・公開・発信、④教育普及)において、従来型の取組を進めることはもちろん、デジタル技術等を駆使した新たな観覧方法や学習機会の充実、積極的な情報発信に努めることで、広く戸田の魅力を発信し続ける「知の拠点」としての役割を果たしていきます。

機能1. 調査・研究

戸田の歴史や自然について蓄積していく「知の拠点」となる施設として、郷土戸田に関する調査・研究をさらに進めていきます。

主な取組

- ・専門性が求められる学芸員及びアーキビストの確保など、職員体制の充実を図る
- ・継続的、計画的に調査・研究に取り組むとともに、外部機関の研修などに積極的に参加することにより、学芸員等のスキル向上を図り専門性を高める
- ・他博物館や関係機関などと連携を図り、外部の研究成果を積極的に活用する
- ・庁内他課事業との連携(戸田ヶ原自然再生事業など)を積極的に進める

機能2. 収集・整理・保存

郷土戸田の歴史・文化や自然について次世代へとつなげるため、資料の収集・整理・保存に努めていきます。

主な取組

- ・限られた収蔵スペースを最大限活用するため、資料の整理及び収蔵環境の維持・改善に取り組む
- ・収蔵資料のさらなる充実を図るため、寄贈などによる地域の資料の適切な受入れに一層努める
- ・市の歴史を跡付ける史料となる「歴史的公文書」をはじめ、地域に残された史料の収集・整理・保存に継続して取り組む
- ・収蔵品管理システムにより、収蔵資料の適切な管理を行うとともに、収蔵資料情報の公開の充実(公開対象資料の拡大)を図る

機能3. 展示・公開・発信

歴史・民俗分野と自然分野にわたる「総合博物館」として、魅力ある展示・公開の事業を行うとともに、戸田市民の財産として広く発信していきます。

主な取組

- ・戸田に関わりのあるテーマを広く求め、日頃接する機会がない貴重な資料なども紹介する特別展、企画展を開催する
- ・博物館の調査・研究活動に基づいた成果を市民などに還元する特別展、企画展を開催する
- ・ロビー一層などの小規模展示を活用し、調査・研究活動成果の定期的な公開・発信を図る
- ・『研究紀要』などの刊行物により、調査・研究の成果を広く公開・発信する
- ・常設展示など各種展示の見どころを分かりやすく伝える動画コンテンツの充実を図る
- ・収蔵資料や市内文化財などの情報のデジタル化を進め、デジタルミュージアムとして広く発信する
- ・常設展示における音声ガイド(視覚障害者対応、多言語対応含む)の検討など、展示情報の一層のバリアフリー化に取り組む
- ・学芸員による展示解説(常設展、企画展、特別展など)を実施し、成果をわかりやすく伝える
- ・彩湖周辺の自然環境や生き物の魅力を紹介する動画配信の充実を図る
- ・国(荒川上流河川事務所)や民間企業などとの連携による展示、イベントの充実を目指す
- ・市内公共施設などを会場とした写真パネル展示の充実を図る

機能4. 教育普及

生涯学習に資する社会教育施設として、教育普及活動に積極的に取り組んでいきます。

主な取組

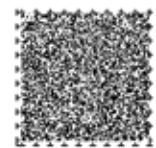
- ・博学連携事業として、小3及び小6の博物館授業(来館方式やオンライン方式)、出張授業支援、資料貸出などを一層推進する
- ・博学連携事業として、小3の彩湖自然学習センター授業、彩湖サイエンスサポートプログラムなどを一層推進する
- ・郷土博物館活用検討委員会、彩湖自然学習センター活用検討委員会、博学連携を考える研修会の活動により、博学連携事業の一層の充実を図る
- ・小・中学校教職員の施設体験研修の受入れを行う
- ・子供向け教育普及活動に携わる博物館ボランティアの育成を図る
- ・「体験型学習」の特性を活かした講座の一層の充実を図る
- ・文化財保護事業の一環である文化財講座の一層の充実を図る
- ・大学学芸員課程の博物館実習の受入れを行う

【戸田市郷土博物館ビジョンの位置づけ】

本ビジョンは、博物館法をはじめとする博物館関連法令及び郷土博物館基本構想(昭和58年7月制定)を前提とし、本市上位・関連計画である戸田市第5次総合振興計画、第4次戸田市教育振興計画、第5次戸田市生涯学習推進計画等に基づき、今後郷土博物館が取り組むべき内容について整理し、明示したものです。戸田市立郷土博物館協議会での意見聴取を経て、令和4年2月の戸田市教育委員会定例会で議決され、本ビジョンが策定されました。計画期間は令和4年度から令和8年度までの5年間です。

【進捗管理】

本ビジョンで掲げる「博物館施設」の持つ4つの機能における取組の進捗については、市政評価におけるPDCAサイクルに基づいて管理していきます。進捗状況は、戸田市立郷土博物館協議会で報告し、同協議会の意見等についてはホームページ等で公開します。

戸田市第5次
総合振興計画
はこちら第4次戸田市
教育振興計画
はこちら第5次戸田市
生涯学習推進
計画はこちら郷土博物館
ホームページ
はこちら彩湖自然学習
センターホームページ
はこちら

戸田市立郷土博物館要覧（令和８年度）

令和８年８月発行

編集・発行 戸田市立郷土博物館

住所 〒335-0021

埼玉県戸田市大字新曽 1707 番地

電話 ０４８－４４３－５６００

FAX ０４８－４４２－８９８８

